

令和6年 9月 3日開会
令和6年 9月26日閉会

令和6年第3回(9月)定例会

川 根 本 町 議 会

令和六年第三回（九月）定例会

川根本町議会
会

令和6年第3回（9月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 （9月3日）

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○教育長挨拶	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期決定	8
○同意第4号の上程、説明	8
○同意第5号の上程、説明	9
○議案第37号の上程、説明	10
○議案第38号の上程、説明	10
○議案第39号の上程、説明	11
○議案第40号の上程、説明	11
○議案第41号の上程、説明	12
○議案第42号の上程、説明	12
○議案第43号の上程、説明	13
○議案第44号の上程、説明	13
○議案第45号の上程、説明	14
○議案第46号の上程、説明	14
○議案第47号の上程、説明	15
○認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	15
○議員派遣の件	21
○散 会	22

第 2 号 （9月13日）

○開 議	25
○議事日程の報告	25
○諸般の報告	25

○同意第４号の質疑、採決	2 5
○同意第５号の質疑、採決	2 6
○議案第３７号の質疑、討論、採決	2 6
○議案第３８号の質疑、討論、採決	2 8
○議案第３９号の質疑、討論、採決	3 0
○議案第４０号の質疑、討論、採決	3 3
○議案第４１号の質疑、討論、採決	3 3
○議案第４２号の質疑、討論、採決	3 4
○議案第４３号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第４４号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第４５号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第４６号の質疑、討論、採決	4 1
○議案第４７号の質疑、討論、採決	4 2
○議員派遣の件	4 2
○散 会	4 3

第 3 号 （９月２６日）

○開 議	4 7
○議事日程の報告	4 7
○諸般の報告	4 7
○一般質問	4 7
野 口 直 次 君	4 7
澤 西 省 司 君	5 8
大 竹 勝 子 君	7 0
佐々木 直 也 君	8 1
中 澤 莊 也 君	9 4
○認定第１号～認定第７号の委員会審査報告、討論、採決	1 0 5
○日程の追加	1 1 7
○議案第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○発議第４号の上程、採決	1 1 9
○発議第５号の上程、採決	1 2 0
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	1 2 0
○常任委員会の閉会中の継続調査の件	1 2 1
○広報委員会の閉会中の継続調査の件	1 2 1
○閉 会	1 2 1

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1 番	佐々木	直也	君
2 番	中野	浩和	君
4 番	中原	緑	君
5 番	澤西	省司	君
6 番	大竹	勝子	君
7 番	杉山	広充	君
8 番	野口	直次	君
9 番	中野	暉	君
10 番	中田	隆幸	君
11 番	中澤	莊也	君
12 番	石山	貴美夫	君

不応招議員（なし）

令和6年第3回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月3日（火）午前9時開会

諸般の報告

行政報告

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定 |
| 日程第 3 | 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 4 | 同意第 5 号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第37号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第38号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第39号 工事請負契約の締結について（林道小河内線（3号）災害復旧工事） |
| 日程第 8 | 議案第40号 工事請負契約の締結について（林道智者山線災害復旧工事） |
| 日程第 9 | 議案第41号 工事請負契約の変更締結について（町道長松線（1号）災害復旧工事） |
| 日程第10 | 議案第42号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第43号 令和6年度川根本町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第44号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第45号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第46号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第47号 令和6年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 認定第 1 号 令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第 2 号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第 3 号 令和5年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第 4 号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第 5 号 令和5年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第 6 号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |

定について

日程第 2 2 認定第 7 号 令和 5 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 3 議員派遣の件

出席議員（１１名）

１番	佐々木 直 也 君	２番	中 野 浩 和 君
４番	中 原 緑 君	５番	澤 西 省 司 君
６番	大 竹 勝 子 君	７番	杉 山 広 充 君
８番	野 口 直 次 君	９番	中 野 暉 君
１０番	中 田 隆 幸 君	１１番	中 澤 莊 也 君
１２番	石 山 貴美夫 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺 田 靖 邦 君	副 町 長	秋 元 伸 哉 君
教 育 長	石 原 一 則 君	総 務 課 長	大 村 妃佐良 君
経営戦略課長	坂 下 誠 君	危機管理課長	中 村 裕 好 君
デジタル推進課長	服 部 了 士 君	税務住民課長	北 村 浩 二 君
くらし環境課長	風 間 一 章 君	健康福祉課長	森 下 育 昭 君
高齢者福祉課長	竹 野 克 彦 君	産業振興課長	澤 口 誠一郎 君
建 設 課 長	梶 山 正 幸 君	総合支所長兼 観光交流課長	坂 本 喜 弘 君
教育総務課長	平 松 敏 浩 君	社会教育課長	大 村 泰 子 君
会計管理者兼 会 計 課 長	鈴 木 浩 之 君	代表監査委員	山 本 銀 男 君

事務局職員出席者

議会事務局長 高 橋 寛 明

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和6年第3回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（石山貴美夫君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は山本銀男代表監査委員に出席いただいております。後ほど、令和5年度一般会計及び特別会計並びに事業会計決算審査の結果について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月28日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は同意2件、議案11件、認定7件が町長から提出されております。

また、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果報告書、決算審査意見書、財政健全化判断比率審査意見書、基金運用状況審査意見書について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（石山貴美夫君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があ

ります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めましておはようございます。

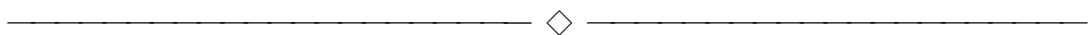
第3回定例会ということで、御出席いただきましてありがとうございます。また、台風10号では迷走台風でして、大分雨も降り、皆さんもニュース等聞いておるとおり平栗地区が一部孤立してしまったわけですが、その中において、よく職員も動いていただいている手配していただきました。2回ほど崩れた関係の中でやっと迂回路、富士城のほうから回れるようになった。昨日もそうしたことで、何とか中部電力の発電機のほうも来ていただけるようになったし、電気は解消されると思います。

その間、食料とか燃料、レンタカー使ったりいろいろしてきました。絶えずそういった意味の中で災害において、私、町長になってから、この異常気象の中で災害が多いものですから、台風10号を経験によく職員も動いて行動してくれた、こんなふうに思っております。

また、この5か月間教育長いなかったわけですが、皆様の御同意によって何とか教育長、やっと三役そろふことができました。私もこの5か月間、いろんなことに悩みながらいろんな思いを感じております。町民の審判を受けて私も町長になったわけですので、いろんな意味で、今回子供さんの保護者の皆さんや町民の皆さんがこうして助けてくれたこと、忘れることはできません。

私も町民の審判を受けて町長やっているわけですので、さらに心して、あと1年、私の任期まで一生懸命努めてまいりたい、そんな所存でおりますので、皆様の御協力、御支援賜りますようよろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（石山貴美夫君） これで行政報告を終わります。



◎教育長挨拶

○議長（石山貴美夫君） 町長の御挨拶でもありましたが、本日、新しい教育長が議会へ出席となります。

教育長、石原一則君、御挨拶をお願いいたします。

○教育長（石原一則君） 皆さん、おはようございます。

8月21日、教育長職を拝命させていただきました石原一則と申します。貴重なお時間をお借りして、一言御挨拶申し上げます。

今年度、県内では2番目となる義務教育学校、三ツ星学園、光の森学園を開校しました。学校教育の課題としては、この義務教育学校が地域の皆さんから愛され、地域の誇りと思えるような学校にしていこうことです。

また、ユネスコ文化遺産への登録や、南アルプスエコパークは登録10周年となりました。

川根本町は素晴らしい文化や自然あふれる町です。そうした文化や自然を生かして、世代を超えた学び合い、強い絆を持った活力あふれる持続可能な地域コミュニティをつくることが社会教育の課題と考えております。そして、子育てしたい、住み続けたいと思えるような魅力ある子育て教育環境を充実させていきたいと思っています。

皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上、挨拶させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（石山貴美夫君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石山貴美夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9 番、中野暉君、10 番、中田隆幸君を指名します。

————— ◇ —————

◎日程第 2 会期決定

○議長（石山貴美夫君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 26 日までの 24 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 26 日までの 24 日間に決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第 3 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 3、同意第 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第 4 号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を説明いたします。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を

行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置されております。この委員会は3名の委員から成っており、このうち筒井佳仙氏が令和6年10月25日をもって任期満了となるため、引き続き筒井佳仙氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

筒井氏は平成29年12月から現委員として職務に精励されており、幅広い識見と固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから、委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和6年10月26日から令和9年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 同意第5号 教育委員会委員の任命について

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、同意第5号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第5号、教育委員会委員の任命について提案理由を説明いたします。

森下氏は川根本町奥泉在住で、昭和27年1月24日生まれ、満年齢72歳であります。静岡県立川根高等学校から中央大学文学部史学科に進み、卒業後静岡県公立学校の事務職員及び県中部教育事務所総務課に勤務され、平成24年3月31日に中川根中学校の事務職員を最後に定年退職されました。在職期間中には、静岡県公立小・中学校事務研究会会長、東海地区公立小・中学校事務研究会会長を歴任されました。

その後、財団法人静岡県教育会館非常勤事務職員、川根本町教育委員会教育総務課の臨時職員として努められました。また平成25年10月26日からは、川根本町選挙管理委員会委員補充員に選任され、川根本町の適正な選挙管理に御尽力いただきました。

現在は家事の農業に従事され、平成29年12月1日からは教育委員に就任され、現在2期目であります。また令和4年10月26日からは、教育長職務代理者を務められております。

このように森下氏は学校教育面に広く識見を有し、人柄も誠実で実直な方であり、これからの当町の学校教育や社会教育の諸課題に、引き続き真摯に取り組んでくださるものと期待するところです。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。2期目の任期につきましては、同法第5条第1項の規定により、令和6年12月1日から令和10年11月30日までの4年間としたいものです。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第37号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、議案第37号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第37号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正により、災害弔慰金及び見舞金の支給に関する事項を調査、審議するための合議制の機関を設置するよう義務づけられております。

今回、災害発生時における災害関連死を認定するための支給審査委員会を設置したいため、関係する条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第38号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、令和6年12月2日から施行されるため、川根本町国民健康保険条例の規定の整備を図るよう必要な改正を行うものです。

主な改正の内容は、被保険者証が発行されなくなるため、被保険者証の返還に関する罰則規定の整合を図るものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 7 議案第 39 号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 7、議案第 39 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これは令和 6 年度、林道小河内線 3 号箇所災害復旧工事に関わるものです。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第 39 号、工事請負契約の締結について提案理由を説明いたします。

本件は、令和 6 年度林道施設災害復旧事業、林道小河内線災害復旧工事（令和 4 年台風 15 号災害）の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る 8 月 27 日、土木工事に関する特定建設業許可を有する 5 業者をもって指名競争入札を執行いたしました。その結果、徳山建設株式会社が落札し、契約金額 8,140 万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和 7 年 2 月 28 日を予定しております。

以上、御審議の上御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 8 議案第 40 号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 8、議案第 40 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これは令和 6 年度、林道智者山線災害復旧工事に関わるものです。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第 40 号、工事請負契約の締結について提案理由を説明いたします。

本件は、令和 6 年度林道施設災害復旧事業、林道智者山線災害復旧工事（令和 5 年台風 2 号災害）の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る 8 月 27 日に土木工事に関する特定建設業許可を有する 5 業者をもって、指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社柳澤組が落札し、契約金額 5,335 万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和 7 年 2 月 28 日を予定しております。

以上、御審議の上御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 9 議案第 4 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 9、議案第 41 号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは令和 5 年度、町道長松線 1 号箇所災害復旧工事に関わるものです。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第 41 号、工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の説明をいたします。

本案は令和 5 年度、令和 4 年災、査定番号第 51 号、町道長松線 1 号箇所道路災害復旧工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本案につきましては、令和 5 年 10 月 25 日、令和 5 年第 3 回議会臨時会により契約締結の議決を受けた事業について、その事業の内容を一部変更し、その契約金額を 546 万 7,000 円増額し、変更後契約金額 1 億 2,998 万 7,000 円に変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 1 0 議案第 4 2 号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 10、議案第 42 号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第 42 号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和 6 年 12 月 2 日に施行され、現行の被保険者証が発行されなくなるため、規約の整合を図るよう必要な変更を行うものです。

主な変更の内容は、規約中の「被保険者証及び資格証明書」の文言を「資格確認書等」に改めるものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第 1 1 議案第 4 3 号 令和 6 年度川根本町一般会計補正予算
(第 3 号)**

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第43号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第43号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,315万円を追加し、総額を68億400万円としたいものです。

今回の補正予算は、実施設計に基づく元北小学校解体工事費の増額、児童手当拡充に伴うシステム改修費、町災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正による委員報酬、新型コロナワクチン接種助成費用、斎場建設のための造成工事の計上のほか、茶茗館及び音戯の郷における誘客キャンペーングッズに係る費用、治山工事に係る道路の追加、元青部小学校周辺土地の造成に係る費用、川根北出張所変電施設及び耐震性貯水槽の増額、感電ブレーカー設置推進事業補助金、災害復旧工事における電柱移設費用を計上しております。また、職員人件費の更正も併せて計上しています。

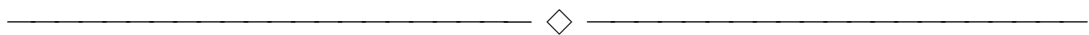
財源は、国・県支出金のほか、有利な起債である合併特例事業債を活用し、一般財源は全て繰越金で構成しております。

また、第2表の繰越明許については、今年度補正計上させていただいた元北小学校解体工事について、現時点で年内に完了が困難となったため繰越限度額を設定するものです。

第3表の地方債の補正は、歳入歳出予算に計上した合併特例事業債について、借入限度額を補正したいものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 2 議案第 4 4 号 令和 6 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第44号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第44号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、総額を6億7,836万3,000円としたいものです。

今回の補正予算は、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化に伴い、マイナンバーカードを所有しない人及び国民健康保険証とのひもづけを行っていない被保険者に対し、国民健康保険資格確認書を交付するための予算計上となります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第45号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、議案第45号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第45号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、総額を14億1,610万円としたいものです。

職員人件費の更正による計上となります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第46号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第14、議案第46号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第46号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万1,000円を追加し、総額を2,244万1,000円としたいものです。

今回の補正予算は、保険証がマイナンバーカードに一本化され、訪問看護における資格確

認及び請求のオンライン化が義務化されることに伴い、システムの導入に伴う費用を計上させていただきます。

財源は全て国庫支出金及び繰越金となります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 15 議案第 47 号 令和 6 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第47号、令和 6 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第47号、令和 6 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要について説明いたします。

第 3 条の収益的収入及び支出について、収入においては16万4,000円を増額し、総額 1 億 6,344万2,000円とし、支出においては32万8,000円を増額し、総額 2 億2,279万6,000円としたいものです。

職員人件費の更正による計上となります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 16 認定第 1 号 令和 5 年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 17 認定第 2 号 令和 5 年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 18 認定第 3 号 令和 5 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 19 認定第 4 号 令和 5 年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 20 認定第 5 号 令和 5 年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 21 認定第 6 号 令和 5 年度川根本町いやしの里診療所事業

特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第22 認定第7号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第16、認定第1号、令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第22、認定第7号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、鈴木浩之君。

○会計管理者（鈴木浩之君） それでは認定第1号から認定第7号まで、令和5年度会計の決算について、一括して説明をいたします。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度川根本町一般会計、そして5つの特別会計の決算について、また地方公営企業法第30条第4項の規定により、簡易水道事業会計決算について、議会の認定に付するものでございます。

なお、金額については、1,000円単位でお話をさせていただきます。

最初に、認定第1号、令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算であります。

決算書、一般会計の最後のページになりますけれども、103ページ、実質収支に関する調書に示したとおり、令和5年度一般会計の決算は、歳入総額77億4,956万9,000円、歳出総額69億379万6,000円、歳入歳出差引額8億4,577万3,000円、翌年度に繰り越すべき財源1億203万円、実質収支額7億4,374万3,000円であります。

歳入の主な内容です。一般会計1ページ、2ページであります。

まず、第1款です。町税は12億6,499万3,000円で、前年度から1,986万8,000円の減少であります。内訳は、町民税が2億6,135万8,000円、固定資産税9億4,277万4,000円、軽自動車税3,110万3,000円、町たばこ税2,586万円、入湯税389万8,000円であります。

町税の不納欠損処理額130万7,000円、収入未済額820万5,000円がありまして、徴収率は99.4%でございました。

2款の地方贈与税は1億489万3,000円です。

7款地方消費税交付金は1億6,094万7,000円です。

10款地方交付税は28億2,283万5,000円で、内訳としましては、普通交付税24億2,263万9,000円、特別交付税4億19万6,000円であります。

14款国庫支出金は災害復旧事業費補助金2億8,726万円などがありまして、7億1,443万6,000円であります。

15款県支出金は災害復旧事業費補助金1億8,651万5,000円などがありまして、5億8,660万7,000円あります。

17款寄附金は3,093万7,000円で、そのうち2,966万円がふるさと納税でございます。

18款の繰入金金は6,432万8,000円で、森林環境譲与税基金繰入金6,347万8,000円などの基金

繰入れがございました。

19款繰越金は9億4,346万4,000円で、前年度の歳計剰余金7億8,989万4,000円、繰越明許費繰越金1億5,212万3,000円、事故繰越繰越金144万7,000円の内訳であります。

21款町債は7億3,160万円で、前年度から4億4,000万円増加をしております。過疎対策事業のほか教育施設整備などの財源としまして合併特例債、災害復旧事業の財源に災害復旧債、これらを借り入れております。

歳出に移ります。決算書は一般会計の3ページ、4ページになります。

1款議会費は6,641万6,000円です。

2款総務費は10億6,124万3,000円で、定住移住に関する事業、川根本町内の公共交通確保のための事業がございました。

3款民生費12億7,220万4,000円です。住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付を行っております。

4款衛生費は6億9,252万円です。新しい斎場の建設事業に着手をしております。

6款農林水産業費は5億3,807万円です。農業に関する地域計画に着手。茶業推進事業においては碾茶加工施設の整備、茶製造機械長寿命化事業などがありました。

7款商工費は4億1,397万円です。商工業振興関係でプレミアムつき商品券事業、観光振興関係事業で春夏秋冬観光集客事業がありました。

8款土木費は4億919万5,000円です。災害土砂の排出、町道閑蔵線接岨トンネル照明改修、町道高郷上長尾線関係の設計、そういった支出がございます。

9款消防費は2億7,296万9,000円です。災害対策として避難指定所非常用発電設備の工事、自主防災会防災用資機材整備などがございます。

10款教育費は10億85万5,000円です。学校再編に関する経費、徳山の盆踊りがユネスコ無形文化遺産登録されたことに伴う、静岡県地域連携プログラム事業などがございました。

11款災害復旧費は6億3,212万6,000円です。内訳は、農林水産施設2億4,123万3,000円、公共土木施設3億9,089万2,000円であります。

12款公債費は5億4,238万7,000円で、前年度から734万円の減少でございます。

なお、13款予備費において、209万円充用処理をしております。充用先は4款衛生費でございました。

以上で、まず認定第1号、一般会計決算に関する説明を終了いたします。

続いて、特別会計の決算であります。

認定第2号に関することでございます。

認定第2号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算です。

国民健康保険特別会計は、決算書、国保16ページ、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額7億7,221万6,000円、歳出総額7億4,988万3,000円、歳入歳出差引額2,233万3,000円あります。

歳入につきましては、決算書、国保の1ページを御覧ください。

1 款国民健康保険税は1 億3,526万6,000円で、前年度から466万1,000円増加しております。また、不納欠損額3,000円、収入未済額440万7,000円がありまして、徴収率は96.8%でありました。

4 款県支出金は5 億4,918万4,000円です。

6 款繰入金は6,751万1,000円で、一般会計繰入金5,841万1,000円、基金繰入金910万円でございます。

7 款の繰越金は1,723万9,000円でした。

歳出です。決算書、国保2ページになります。

2 款保険給付費は5 億2,538万4,000円で、前年度から5,329万8,000円減少であります。

3 款国民健康保険事業費納付金は1 億8,659万4,000円です。

5 款保健事業費は1,411万円です。

続いて、認定第3号に移ります。

認定第3号、令和5年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、決算書、後期高齢6ページ、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1 億3,027万2,000円、歳出総額1 億3,027万円、歳入歳出差引額2,000円であります。

まず、歳入です。決算書、後期高齢1ページであります。

1 款後期高齢者医療保険料は9,801万4,000円で、前年度から158万9,000円増加しております。収入未済額は14万4,000円です。

3 款繰入金は3,180万2,000円です。

歳出に移ります。2ページを御覧ください。

1 款後期高齢医療広域連合納付金は1 億3,009万円で、前年度から260万円増加をしております。

次に、認定第4号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算であります。

介護保険事業特別会計は、決算書、介護16ページ、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額14億297万3,000円、歳出総額13億9,915万5,000円、歳入歳出差引額381万8,000円でございます。

歳入は、決算書、介護1ページを御覧ください。

1 款保険料1 億9,763万4,000円で、前年度から386万8,000円減少をしております。不納欠損額3,000円、収入未済額は80万6,000円であります。

3 款国庫支出金3 億8,376万9,000円、4 款支払基金交付金3 億6,219万6,000円、5 款県支出金1 億9,934万8,000円です。

7 款繰入金は2 億4,701万2,000円で、一般会計繰入金2 億1,701万2,000円、基金繰入金3,000万円の内訳であります。

8 款繰越金は1,278万3,000円です。

介護保険の歳出です。決算書、介護 2 ページとなります。

2 款保険給付費は12億9,658万4,000円で、前年度から 1 億697万8,000円増加であります。

5 款地域支援事業費は5,460万8,000円でありました。

次に、認定第 5 号に移ります。

認定第 5 号、令和 5 年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算です。

訪問看護事業特別会計は、決算書、訪問看護 6 ページ、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1,398万2,000円、歳出総額1,209万9,000円、歳入歳出差引額183万3,000円であります。

歳入は、決算書、訪問看護 1 ページです。

1 款サービス収入は1,363万2,000円で、前年度対比83万3,000円の増加でありました。

2 款繰入金は、収入がございませんでした。

歳出です。決算書、訪問看護 2 ページを御覧ください。

1 款サービス事業費は1,209万9,000円で、前年度から84万8,000円減少となった決算でございます。

認定第 6 号です。

認定第 6 号、令和 5 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算であります。

いやしの里診療所事業特別会計は、決算書、診療所 7 ページ、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額4,832万5,000円、歳出総額4,820万6,000円、歳入歳出差引額11万9,000円あります。

歳入は、決算書の診療所 1 ページです。

1 款診療収入は3,648万7,000円で、前年度から230万9,000円減少をしております。

3 款繰入金は1,141万8,000円です。

歳出に移ります。決算書、診療所 2 ページです。

1 款総務費は3,760万1,000円、2 款医業費は1,060万5,000円です。

これで、特別会計の決算認定に係る説明を終了いたしまして、認定第 7 号に移ります。

最後に、認定第 7 号、令和 5 年度から公営企業となりました簡易水道事業の決算でございます。事業報告書を提出してございまして、この報告書は公営企業法第30条第 9 項、また地方公営企業法施行令第23条に基づき調製をしております。令和 4 年度までの決算書とは形式が異なっております。

決算報告書 7 ページ、それから 8 ページに、令和 5 年度簡易水道事業会計決算報告書を示しておりますので御覧ください。

まず、7 ページです。

収益的収入及び支出になります。この書類は消費税及び地方消費税相当額を勘案して、計数の整理をしております。

収入第11款簡易水道事業収益は1億8,778万9,000円、支出第21款簡易水道事業費用は2億4,603万6,000円、差引き5,824万8,000円の赤字であります。この内訳につきましては、書類としては前後いたしますけれども、5ページの予算執行状況において明細を示しております。

収入のうち、給水収益は1億925万円です。支出において、営業費用に減価償却費1億1,743万9,000円と資産減耗費1,595万8,000円を、また災害等による特別損失2,560万7,000円を計上してございます。

続きまして8ページ、資本的収入及び支出であります。

収入第31款資本的収入は7,530万円、支出41款資本的支出は1億245万9,000円、差引き2,715万9,000円の赤字です。資本的収支の赤字分につきましては、当年度消費税及び地方消費税調整額と当年度損益勘定留保資金において補填するとしております。

以上で、認定第1号から認定第7号に関する説明を終了いたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、令和5年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告いただきたいと思います。代表監査委員、山本銀男君。

○代表監査委員（山本銀男君） 監査委員の山本銀男です。

令和5年度一般会計及び各特別会計並びに簡易水道事業会計の決算審査につきまして報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算、令和5年度川根本町国民健康保険事業ほか、4事業の特別会計歳入歳出決算並びに公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和5年度川根本町簡易水道事業会計決算につきまして、去る7月19日、22日、25日、26日、29日の5日間、中野浩和監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、一般会計及び特別会計につきましては歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書、その他関係帳簿及び証拠書類の照合を行い、関係職員から説明を受けました。同じく、簡易水道事業会計につきましては決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、剰余金処分計算書、その他決算附属書類につきまして会計帳簿、証拠書類との照合を行い、関係職員からの説明を聴取いたしました。

審査の結果、一般会計及び各特別会計の決算書及び調書類並びに簡易水道事業会計決算報告書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数処理は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがなく適正と認められました。

審査の概要と意見につきましては決算審査意見書として提出をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で報告を終わります。ありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑は認定第1号から認定第7号まで総括的な内容で行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、認定1号から認定第7号については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く10人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く10人の議員を選任することに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第23 議員派遣の件

○議長(石山貴美夫君) 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月13日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

議員はこの場で引き続き、決算特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行ってください。

委員会終了後に全員協議会を開会しますので、関係者は大会議室でお待ちください。

散会 午前10時00分

令和6年第3回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月13日（金）午前9時開議

諸般の報告

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 同意第 4 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 2 | 同意第 5 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 3 | 議案第 37 号 | 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 38 号 | 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 39 号 | 工事請負契約の締結について（林道小河内線（3号）災害復旧工事） |
| 日程第 6 | 議案第 40 号 | 工事請負契約の締結について（林道智者山線災害復旧工事） |
| 日程第 7 | 議案第 41 号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（町道長松線（1号）災害復旧工事） |
| 日程第 8 | 議案第 42 号 | 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 43 号 | 令和6年度川根本町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 10 | 議案第 44 号 | 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 11 | 議案第 45 号 | 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 12 | 議案第 46 号 | 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 13 | 議案第 47 号 | 令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 14 | 議員派遣の件 | |

出席議員（１１名）

１番	佐々木 直也 君	２番	中 野 浩 和 君
４番	中 原 緑 君	５番	澤 西 省 司 君
６番	大 竹 勝 子 君	７番	杉 山 広 充 君
８番	野 口 直 次 君	９番	中 野 暉 君
１０番	中 田 隆 幸 君	１１番	中 澤 莊 也 君
１２番	石 山 貴美夫 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺 田 靖 邦 君	副 町 長	秋 元 伸 哉 君
教 育 長	石 原 一 則 君	総 務 課 長	大 村 妃佐良 君
経営戦略課長	坂 下 誠 君	危機管理課長	中 村 裕 好 君
デジタル推進課長	服 部 了 士 君	税務住民課長	北 村 浩 二 君
くらし環境課長	風 間 一 章 君	健康福祉課長	森 下 育 昭 君
高齢者福祉課長	竹 野 克 彦 君	産業振興課長	澤 口 誠一郎 君
建 設 課 長	梶 山 正 幸 君	総合支所長兼観光交流課長	坂 本 喜 弘 君
教育総務課長	平 松 敏 浩 君	社会教育課長	大 村 泰 子 君
会計管理者兼会計課長	鈴 木 浩 之 君	代表監査委員	山 本 銀 男 君

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 寛 明
--------	---------

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月3日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

9月3日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。
続いて、決算特別委員会が開催され、総務課から令和5年度一般会計及び特別会計決算に対する総括説明を受けました。

その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について、御協議いただきました。

9月4日、5日、6日、9日には、決算特別委員会が開催され、各課の決算審査が行われました。19日にも決算特別委員会が予定されておりますので、委員の皆様には引き続きよろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第４号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

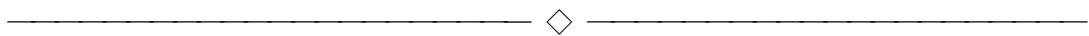
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第４号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第２ 同意第５号 教育委員会委員の任命について

○議長(石山貴美夫君) 日程第２、同意第５号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第５号を採決します。

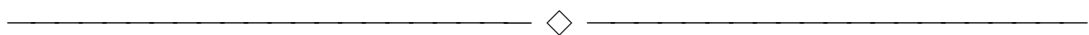
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第５号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第３ 議案第３７号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第３、議案第３７号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。５番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 議案第37号について、質疑させていただきます。

第5章、川根本町災害弔慰金等支給審査委員会として、第16条に町長の諮問に応じて災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給に関し疑義のある事項を調査するため、途中省略しまして、川根本町災害弔慰金等支給審査委員会を置くとあります。

質疑として1つ目、この委員会は質疑が提出された場合にだけ町長が諮問し開催されるものですか。

2つ目、疑義のある事項とは具体的にどのようなものですか。

3つ目、災害が直接的に起因する場合の弔慰金、見舞金は現行条例の第5条で支給されることになると理解しておりますが、今回の条例改正で加えられた第16条はいわゆる災害関連死等を想定しているということによろしいですか。

以上3点、お願いします。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、ただいまの澤西議員の質疑に対しお答えをさせていただきます。

まず、1点目の委員会の開催に関する質疑です。

今回の委員会の開催については、災害によりお亡くなりになられた御遺族から川根本町災害弔慰金に係る受領申出書の提出があった際に、亡くなられた原因が発生した災害との相当の因果関係があるか否かを御審議いただくために、町長が委員会に諮問し開催するものとなります。

2点目の議員の関係の質疑です。

ただいま申し上げましたとおり、亡くなられた原因が発生した災害との相当の因果関係があるか否かが疑義となり、審議いただくこととなります。

3番目の追加した第16条については、いわゆる災害関連死を想定していることかとの質疑でございます。

議員がおっしゃるとおり、災害関連死を想定したものとなります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第38号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第4、議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありますか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 議案第38号について、質疑します。

この資格証明書は、期限が最長5年といわれていますけれども、当町でも5年にする予定でしょうか。その後は、どのようになるのか、また再発行するのかお聞きします。

2番目に、現在当町で、マイナンバーカードで医療機関にかかったときにトラブルは起こっていないかお聞きします。

○議長(石山貴美夫君) 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長(北村浩二君) 今のお話がありました、5年という期限でございますが、こちらに関しては資格確認書の有効期限のことをおっしゃっているかと思いますが、こちらにつきましては、国のほうから有効期限については5年以内とし、各被保険者が決定するというふうに定められております。

当町といいますか、静岡県においては、現行の被保険者証の有効期限に準じて運用するよという通達がございますので、現行の保険証の有効期限1年となっておりますので、当町では1年を有効期限としたいと思っております。

その後につきましては、マイナンバーカードの運用がどのようになるのかということをお聞きしまして、1年の期限を迎えたらまた翌年1年を継続とするというような、そういう運用になろうかと思っております。

トラブルに関する御質問でございますが、現在、当町でマイナンバーカードに関して主立ったトラブルというものは発生してございません。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まずは、原案に反対の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私は、ただいま議題となっている、議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対して、反対の立場から討論します。

本案は、政府が、本年12月2日をもって現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードに健康保険証としての機能を持たせる、いわゆるマイナンバーカードと国民健康保険証を一体化させることを決めたのに伴って、マイナンバーカードそのものを持たない、あるいはカードへの保険証機能一体化を行わない被保険者に対して、国民健康保険の加入者であることを証明するための資格証明書の交付をすることに伴う条例改正です。

この問題をめぐっては、最新の数値でも、いわゆるマイナ保険証によって医療機関を受診した件数が1割から2割程度にとどまっていることを一つとってみても、利便性の向上やサービスの高度化といった推進のうたい文句が実現できている利用者にはほとんど認識されていないのが明らかではないでしょうか。

それどころか、マイナ保険証は紙の保険証が初診時と継続的に診療を受ける場合でも月に1回提示すれば済むところを、毎回の受付の端末にかざして暗証番号を入力するか、顔認証を受ける必要があります。利用者にとってこの煩雑さはむしろ高まってしまっているのではないのでしょうか。

その上、過去の診療記録や投薬情報なども直近の1か月はシステムに反映されず、診療に当たる医師もお薬手帳のほうが目立つと言われていたそうです。被保険者にとって面倒な上、サービスの向上もほとんど実感できないとなれば、普及や利用が進まないのは当然の成り行きと言わなければなりません。

私たちは当初からこの制度の導入には反対してきましたが、本来任意のはずのカードの取得を健康保険証の機能を一体化させることで事実上義務化させることについては、多くの国民の命や健康を言わば人質にする形でしゃにむに普及を図るもののだとして、とりわけ厳しく批判してきました。

マイナンバーカードの普及を本当に進めたいのであれば、個人情報漏えい懸念や、カードを紛失したりしたときのリスクなどに対して国民が抱く強い懸念に対して、それを一つ一つ丁寧に払拭する努力を重ね、本当に国民が便利さと安心を実感できるようにするためのシステムや制度設計の抜本的な見直しにこそ、最優先に取り組むべきではないのでしょうか。

間違っても国民が抱く懸念を無視したり、本当の意味での利便性の向上を忘れた事業の推進は許されるべきではありません。

こうした原則的な点を踏まえるなら、紙の保険証の廃止を急ぐ必要などどこにもなく、む

しろ存続を図ることこそが多くの国民の願いに応える道だと私は考えます。

現行の保険証の廃止を中止すれば、新たな証明書の発行などは不要となり、そのためのシステム改修や発行のための経費や手間の増加なども必要なくなります。国保条例の規定を改める必要があるとする本案のような条例改正も不要になるわけです。

以上、触れたような問題を合わせ考えるなら、本案のような条例改正は必要がないばかりか、町民の願いに照らせば決して行うべきではないと考えます。

よって、私は本案について本会議として認めるべきではないということを改めて申し上げ、本案に対する反対の討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をいたします。

この条例の改正の目的であります、国民健康保険税保険法の一部が改正する法令が令和5年度9月9日に公布され、令和6年12月2日から施行されるため、川根本町の条例の整備を図るためのものという目的になっております。

概要の内容としては、国民保険証とマイナンバーカードの一体化に伴って条例の罰則規定、その改正についての整備をするものであり、必要な改正と認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第5 議案第39号 工事請負契約の締結について（林道小河内
線（3号）災害復旧工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これは、令和6年度林道小河内線3号箇所災害復旧工事に関わるものです。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 議案第39号について質疑します。

落札率が99.5%と極めて高い率ですけれども、常識的には正常な入札が行われたとは到底思えない数字ですけれども、町長はこれが正常な在り方だと考えておられるのか質問します。

それから、本件の入札で私が知る限り初めて参加業者となった原小組について、3日の全協の場で総務課長はこの業者が旧川根町内で唯一の特定建設業の許可を受けているためだという説明をされていますが、旧川根町内に所在する株式会社田崎組は特定建設業の許可を受けているのか否かをお答え願います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） まず、契約金額8,140万、契約に則って接戦の中で行われたことと思います。

それと、株式会社原小さん、田崎組さんのほうは担当課長のほうから答えさせます。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 特定建設業の関係ですけれども、こちらについては、川根本町の入札参加資格に届けのある業者さんの中で、旧川根町にある業者さんの中で届出のあったこの1社を含めて指名しました。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 株式会社田崎組に対しては、直接特定建設業の許可を受けているという事で分かっているんですけれども、その業者が入札に来なかったということですか。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 入札に来たんじゃなくて、要は町のほうの指名参加願に登録がされているかどうかという中で、今回入っていなかったという状況であります。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ただいま議題となっている議案第39号、工事請負契約の承認に対して、反対の立場から討論いたします。

本案は、おとし台風15号による豪雨で被災した林道小河内線3号箇所の災害復旧工事請負契約を、8,140万で株式会社徳山建設との間で締結しようとするものです。

この入札は、去る8月27日5社の参加で実施され、株式会社徳山建設が唯一予定価格を下

回る札を入れた結果、同社と仮契約が結ばれ、ここにその承認の可否が認められているわけですが、私はこれまでこの種の議案に対して、落札率が異常というべき高い数字となっている例が多いということを繰り返し指摘してきました。事前に入札結果表を閲覧したところ、本件についても落札率が99.5%、異常な入札が実施されていたとすれば、到底考えられないような数字になってしまいました。

町長は、以前この種の問題について、予定価格はコンピューターソフトを使えば簡単に分かるといった趣旨の答弁をされています。もしそうだとするなら、今回の件について、落札業者以外は全て失格になるのを承知の上で札を入れたということになります。見方を変えれば、町はなぜそんなことをするような業者を入札に参加させたのかという点を問わざるを得ません。

くどいようですが、こうした問題は今回が初めてではありません。工事請負契約の入札においては、ほぼ例外なく繰り返されてきたといっても過言ではありません。これまで世間でよく言われる典型的な官製談合と考えるほかはありません。これを無評価に認めることは、到底許されることではないと私は考えるものです。あわせて、全協の場ではありますが、これはいいです。

これで、私の本案に対する反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

議案第39号、工事請負の契約の締結について、賛成の立場で討論をいたします。

この工事の入札については、去る8月26日に特定建設業務の免許を持つ5業者、初めて旧川根町の業者1社が入ったわけですが、それは川根本町にある、ある業者が廃業するというような理由があって、指名競争の入札の申込みがあった業者の中から選定されている。

指名委員会に基づいて選定された業者であり、適正な入札が行われた理由ということを判断いたしまして、この契約については何ら問題がないということで、賛成の討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第39号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第 6 議案第 4 0 号 工事請負契約の締結について（林道智者山
線災害復旧工事）**

○議長（石山貴美夫君） 日程第 6、議案第 40 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これは、令和 6 年度林道智者山線災害復旧工事に係るものです。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第 7 議案第 4 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について
（町道長松線（1 号）災害復旧工事）**

○議長（石山貴美夫君） 日程第 7、議案第 41 号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは、令和 5 年度町道長松線 1 号箇所災害復旧工事に係るものです。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第8 議案第42号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
について**

○議長(石山貴美夫君) 日程第8、議案第42号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 議案第42号の後期高齢者医療広域連合規約の変更について、被保険者証及び資格証明書というところが資格証明書等に変更になるということで、現行の被保険者証を廃止するのをやめれば、これは必要ないのではないのでしょうか。

○議長(石山貴美夫君) 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長(北村浩二君) 現行の被保険者証が12月2日以降廃止をされますが、過去に交付をした被保険者証に有効期限が残るものがございます。そういったものも含めて、資格確認書等という表現にさせていただきまして、条文に残しているという状況となっております。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私は、ただいま議題になっている静岡県後期高齢者医療保険事業広域連合規約の一部改正について承認を求める件に対しての、反対の立場から討論を行います。

本件は、静岡県後期高齢者医療保険事業広域連合規約のうち、資格証明書及び被保険者証とあるところを、資格確認書等に改めるものです。

これは先ほど議題となった国民健康保険条例の一部改正と同様、健康保険証をマイナンバーカードに一体化させて廃止するという政府の方針に基づいて表現を改めるという内容と理解します。

本件についても、先ほどの件と同様現行の保険証を存続させさえすれば、全く無用な手続だということは明かです。そればかりか、この事業の対象となっている後期高齢者については、言わば、健康保険証の機能が一体化されたマイナンバーカードによって、医療機関の窓口でも資格確認の手続をする比率が一般の被保険者よりもはるかに低い数字となっています。これは、高齢者にとってマイナ保険証による受診が紙の保険証による受診に比べ、精神的、肉体的負担が明らかに重いことの表れと考えられます。

健康上の不調や不安を抱えた高齢者の適宜適切な受診を保障する上から、一般の医療保険に比較してもさらに一層の紙の保険証の廃止には慎重でなければならないと思います。紙の被保険者証の廃止を中止さえすれば、このような規約改正も不要となるのは明瞭で、高齢者の方々の利便性や健康の保持を最優先で考えるなら、何を差し置いても紙の被保険者証の存続をこそ図るべきです。

それを言わば、問答無用で廃止することを前提としている本案については到底賛成することができないことを申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は議案第42号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の立場で討論をいたします。

この規約の改正の目的であります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年の12月2日に施行される。これは、保険証とマイナンバーカードの一体化というところでありますが、そのために後期高齢医療広域連合の規約を改正するというものであり、内容等については、保険証がなくなるということで保険証及び資格証明書を資格確認書等に改めるという内容でありますので、必要な改正と認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、議案第42号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第43号 令和6年度川根本町一般会計補正予算(第3号)

○議長(石山貴美夫君) 日程第9、議案第43号、令和6年度川根本町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 令和6年一般会計補正予算の児童手当システム改修事業ですけれども、支給対象が18歳高校生代となっていて所得制限はないということですが、説明資料の赤字で書かれていた所得制限非該当対象児童数が1人と書かれていましたけれども、その方は改正後も児童手当をもらえるということなののでしょうか。

それと、児童手当で大抵の方は支給される額が増えると思いますけれども、16歳未満の扶養控除で削減されて、実質的には所得税を多く払わされる方がおられるのではないかと思います。

それから、412の予防費の新型コロナワクチンの接種助成ですけれども、感染状況を町に聞いても町で把握していないということと言われるんですけれども、現状をどういうふうに捉えているのか伺います。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長(森下育昭君) それでは、大竹議員の質疑に対しお答えをさせていただきます。

ただいま、児童手当の関係の所得制限に関しまして、所得制限非該当対象者が児童数1人ということで記載をさせていただいておりますが、こちらにつきましては、現在、所得制限によって非該当となっている方が1名いらっしゃいます。今回の改正によりまして、所得制限が撤廃されますので、その区間については児童手当が支給されることとなります。

また、税金の関係等につきましては、こちらのほうでは把握できませんのでよろしくお願い致します。

あと、コロナの感染状況等の情報なんですけど、感染状況等については町で直接把握しておりませんが、県において毎週報告をされております静岡県感染症週報によりまして、各種感染症の感染状況が把握することができるようになっております。こちらを踏まえて、状況を確認しながら対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 質疑をさせていただきます。

元北小学校解体事業の件でお聞きいたします。

当初予算で572万円の設計監理業務委託料アスベスト調査も含むと、解体工事9,950万円が計上されたが、今回の補正予算で4,646万円の解体工事費が追加された。基礎コンクリートの処分、アスベスト含有量など、その他直接工事費が約1,986万円が増加されました。総額1億4,601万円の事業費となりましたが、実施設計において追加の実施設計費用の計上には増加の分は発生しなかったのか、ありがたいことですが、設計監理業務委託そのものの信憑性が揺らぐと私は考えます。

また、特殊要素が解体工事であったのかもお聞きします。

また、ちなみに、同じ新規教職員住宅解体事業の工事費は、下長尾ですが、3,135万円に対して解体設計監理業務委託料は385万円の予算計上でした。この工事費の追加は今のところ発生しないでしょうか。

どちらも入札で決定されたと思いますが、設計変更とか含め内容をお聞きいたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 野口議員の質問にお答えします。

全協でも質問されました、今のところ入札で設計費を落としていただいて、そのうち協議をさせていただいておりますので、今のところは増額の予定は、設計費はございません。

北小のほうはそれでよろしいですか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 下長尾の教職員住宅の関係ですが、今のところ変更等の予定はございません。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 答弁ありがとうございました。

私が言うのは、ここには今ちょっと説明しなかった、解体工事というのは、特殊要素がある中で、やはり解体してみなければ分からないということもあったとは思いますが、この設計上の総事業費に対して、非常に設計上そのものがどういうふうな形でされるのかということもちょっと疑問に思うと思うんでお聞きしたんですが、やはり、昔は何%とかいろいろ聞いたことあるんですけども、実際この解体工事では何か新築とか新設とは大きく違う設

計、特に監理業務だと思うんですが、そこら辺は何か変更というか要素はあるんでしょうか、再度お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） おっしゃるとおり、建物を建てる時とは違うと思います。

ただ、打合せをしている中で、建築とは違う解体工事の要素、解体するときのダンプのトン数とか、そういうことは違って来るかと思えますけれども、それにつきましては、設計監理の中で協議をしまいるということで進めております。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 内容は分かりました。

ただ、私たちもこういうことになかなかお話を聞く機会がなかったものですから、今日はそういうことで質問させていただきました。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第44号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議案第44号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 第44号ですけれども、説明資料の中に資格確認書の枚数が400枚と書いてありましたけれども、この400枚というのは、マイナカード保険証を持っている人も含まれているのか伺います。

それと、マイナカード保険証のない方は、紙の保険証がなくなって病院にかかれなくなるんじゃないかというふうな思いをする方もいらっしゃると思うんですけれども、それでも町民のためにいいのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） まず、最初の質問にお答えします。

まず、マイナ保険証を持っている人は含まれないかという質問でございますが、マイナ保険証を持っている方に対しては資格確認書の交付はございません。

2点目の質問について、ちょっと分からなかったものですから、もう一度確認させていただくことはお願いできますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） マイナカード保険証のない人は、紙の保険証がなくなって病院にかかれんじゃないかというふうな思いをされている方もいるのではないのかと思うんですけれども、町民のためにそれでもいいのかというふうなことをお聞きしたいと思います。

それと、最初に質問した、資格確認書がマイナカードを持っている人も含まれているということですか。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） まず、2点目の質問にお答えします。

今、現行の保険証が廃止されている方が医療を受けられない、そういう心配を受けるのではないかという御質問ですが、そういったことがないように、今回新たに資格確認書をマイナ保険証を持っていない方に交付するということで対応をさせていただきます。

最初の御質問ですが、マイナ保険証を持っている方には資格確認書の交付はございません。以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子。

私は、ただいま議題となっている議案第44号、川根本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対して、反対の立場から討論いたします。

本案は、本年12月2日をもって現行の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに健康

保険証としての機能を持たせる、いわゆるマイナンバーカードと国民健康保険証を一体化させるのに伴って、カードそのものを持たない、あるいはカードへの保険証機能の一体化を行わない被保険者に対して、国民健康保険の加入者であることを証明するための資格確認書を交付するための諸経費を増額補正とするものです。

先ほどの国保条例の折にも指摘したとおり、本案に計上されている諸経費は保険証の廃止をやめさえすれば全く不要なものとなります。

たとえ、今回の補正に限れば必要な財産の全額が一般会計からの繰入れで賄われていることとなるのは疑いありません。

保険証の廃止で、医療機関への窓口での手続が煩雑になり、利便性や質の向上も実感できない上に余計な利用負担まで負わされるとあっては、容認すべき余地はどこにもないのではないかと思います、本案に対する反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第44号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に賛成の立場から討論をいたします。

今回の補正予算については、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化に伴い、マイナンバーカードを所有しない人及び国民健康保険証とのひもづけをしていない被保険者に対して、国民健康保険確認書を交付するための予算の計上であり、必要な予算の計上と認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第44号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第11 議案第45号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第45号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

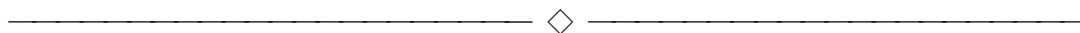
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第46号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第46号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第46号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第47号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(石山貴美夫君) 日程第13、議案第47号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第47号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議員派遣の件

○議長(石山貴美夫君) 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

————— ◆ —————

◎散 会

○議長(石山貴美夫君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月26日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時52分

令和6年第3回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月26日（木）午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第 1 号 令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 令和5年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 令和5年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 発議第 4 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第 5 号 地震財特法の延長を求める意見書の提出について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第13 広報委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第 1 議案第48号 令和6年度川根本町一般会計補正予算（第4号）

出席議員（１１名）

１番	佐々木 直 也 君	２番	中 野 浩 和 君
４番	中 原 緑 君	５番	澤 西 省 司 君
６番	大 竹 勝 子 君	７番	杉 山 広 充 君
８番	野 口 直 次 君	９番	中 野 暉 君
１０番	中 田 隆 幸 君	１１番	中 澤 莊 也 君
１２番	石 山 貴美夫 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺 田 靖 邦 君	副 町 長	秋 元 伸 哉 君
教 育 長	石 原 一 則 君	総 務 課 長	大 村 妃佐良 君
経営戦略課長	坂 下 誠 君	危機管理課長	中 村 裕 好 君
デジタル推進課長	服 部 了 士 君	税務住民課長	北 村 浩 二 君
くらし環境課長	風 間 一 章 君	健康福祉課長	森 下 育 昭 君
高齢者福祉課長	竹 野 克 彦 君	産業振興課長	澤 口 誠一郎 君
建 設 課 長	梶 山 正 幸 君	総合支所長兼 観光交流課長	坂 本 喜 弘 君
教育総務課長	平 松 敏 浩 君	社会教育課長	大 村 泰 子 君
会計管理者兼 会 計 課 長	鈴 木 浩 之 君	代表監査委員	山 本 銀 男 君

事務局職員出席者

議会事務局長 高 橋 寛 明

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月13日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
9月13日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会の議事日程等について御協議をいただきました。引き続き、決算特別委員会を行っていただきました。
19日には、決算特別委員会の現地調査、委員会採決が行われました。誠にありがとうございました。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 一般質問

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、一般質問を行います。
本日は、野口直次君、澤西省司君、大竹勝子君、佐々木直也君、中澤莊也君の一般質問を行います。
順番に発言を許します。
8番、野口直次君、発言を許します。8番、野口直次君。
○8番（野口直次君） おはようございます。8番、野口直次です。
通告に従い、一般質問をさせていただきます。
今年の夏は、本当に暑かった一言に尽きました。暑さ寒さも彼岸まで、異常気象でもヒガンバナは忘れずに顔を出してくれました。

今日は、全国的に注目度の高い袴田事件から58年、再審の判決が言い渡されます。再審法改正を求める意見書も、当町本会議において議員発議4号で提出いたします。

また、戦後80年の今後も平和が続きますよう祈っているのは、私だけではないと思っています。この国、この町が平穏無事に日々暮らせるように、日頃から常に努力していただいている自治体はもちろん、警察、消防、自主防災、土木建設等の多くの関係者が安心・安全のために地域を見回りし、支えてくれています。ありがとうございます。

あつてはならないが、災害は、いつ、どんな形で起こるかもしれません。備えあれば憂いなし、防災言葉として行き交う今日この頃でもあります。

また、激動の時代において、新教育長の下で、みんなが協力して子供たちが地域住民と一緒に新しい教育、未来への道を探してほしいと私は常々思っております。

大谷選手以外にうれしいニュースがありました。今日の静岡新聞の朝刊で、台湾が産地証明書の提出の措置は続くが、2011年の原発事故から日本産の全食品の輸入を停止したが、認めるという記事でした。静岡県産の茶用の放射性物質の検査報告書の提出も必要なくなったそうです。

今回も町長には小言を言います。通常業務以外でも緊急の課題が山積みの中だと思いますが、何事につけスリム化をメインテーマに一般質問をいたしますので、少し我慢して聞いてください。質問が前後及び重複する可能性はあると思いますが、お許しください。

本題に入ります。

大きくは3点です。

最初に、令和7年度の予算編成について、令和5年度の決算及び9月の補正予算の内容から質問をさせていただきます。

①現時点で、7年度の予算編成に当たり、どのような形の重点施策を考えているかお伺いいたします。

②各課の決算委託状況の調書の中で、随意契約、入札が業者、契約方法、内容、金額等を含めて、長年、一部慣例に近い状態が見られるような気がいたします。精査、検討は常時行われているのかをお伺いいたします。

③当初予算から大幅な資材の高騰、人件費等からの追加補正が発生するが、今後もその傾向は続くのか、設計の見直しを含め、お聞きいたします。

2点目の質問です。

町民のニーズに応える適材適所の人事についてお伺いいたします。

①急速に少子高齢化が進む中で、お客様の要望と職員の対応が重要視される変化の時代に接遇研修等、改善されているのかをお伺いいたします。

②数年で役職定年の増加が見込まれるが、組織編成を含め、検討されているのかをお伺いいたします。

③といたしましては、専門職が必要とされている時代に、外注委託を削減する観点からも、

経験を生かせる人事を管理職も含め、職員の配置の努力に今後も期待しております。

3点目は、大鐵復旧・復興に対する町の考え方、今後を含め、再度お伺いいたします。

①次回のあり方検討会までの進展状況をお伺いいたします。

②具体的には、次回の検討委員会の開催は決まっていますか。また、事務的協議は定期的に行われているのかお聞きいたします。

③全線復旧・復興のために、町（行政）と議会がお互いに一緒にやれる運動はないかと検討してはいかがでしょうか。考えをお聞きいたします。

壇上からは以上です。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） おはようございます。

令和7年度予算編成における重点施策についてお答えを議員にさせていただきます。

令和7年度は、新町建設計画の最終年度になります。現在進めております斎場建設、し尿処理施設につきましては、令和7年度末の竣工に向け、確実に取り組み、新町建設計画の総仕上げをしていきます。

令和7年度の予算編成においては、全国的な問題であります人口減少問題をはじめ、異常気象による災害対策、大井川鐵道の一部区間休止による地域産業への影響など様々な課題があります。

私が常に申し上げている町民の皆様が住み続けたいと思えるまちづくりのため、安心・安全な生活基盤、主要産業の活性化、そして定住移住対策などの人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。具体的な施策については、今後の予算編成においてお示ししていきます。

1－2、1－3、随意契約、入札については、担当課長からお答えします。

二つ目の町民のニーズに応える適材適所の人事についてお答えします。

本町のような小規模自治体においては、町民との距離が近く、様々な相談を受けることがあります。また、職員数も限られており、一人当たりの担当業務が多岐にわたっております。多様化、複雑化する行政課題や住民ニーズに対応するため、専門的な各種研修のほか、上司がふだんの業務を通じて指導し、職員のスキルアップを図る、言わばOJT、職場内研修のことですが、組み合わせた人材育成を行っております。

具体的には、定期的な人事異動により様々な分野を経験することや、県、他市町との人事交流により他の組織の考え方や業務の進め方を吸収し、視野を広げること、関係団体の職員との交流を通じた連携を強化することです。職員は、このような経験を重ねていくことにより、自身の対応力が磨かれ、町民サービスの向上につながると考えております。

なお、専門的な各種研修の実施状況等詳細については、担当課長から答えます。

3－1、大鐵の問題ですけれども、前回のあり方検討会からの進展についてお答えしま

す。

今年4月、県では、各部局の横断組織であるタスクフォースを設置し、大井川鐵道の復旧や利用促進に関する方針の立案や大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会に向けての検討を行っていただいております。また、大井川鐵道の全線復旧に向け、経済波及効果を県予算にて実施し、効果の分析を行っていただいているところです。

町としましても、引き続き国・県、沿線自治体、関係機関等と連携していくとともに、大井川鐵道全線復旧・復興に向けたまちづくり意見交換会において御意見をいただきながら地域のにぎわいづくり等についての取組を行い、大井川鐵道の全線復興に向けて進めてまいります。

3-2、3-3、検討会開催の見通し等については担当課長からお答えしますが、行政、議会、一つになって今後もこの問題は取り組んでまいりたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、私のほうから一つ目の随意契約、入札等についてお答えをします。

地方公共団体における契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3つに分類され、当町においては、指名競争入札と随意契約を行っております。

指名競争入札への参加事業者の選定につきましては、指名委員会において選定を行っており、また、随意契約につきましても、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する事業について、指名委員会において随意契約の適合性の判断と事業実績などを勘案し、事業者選考を行っております。

また、事業内容につきましては、予算編成時に事業内容の精査を行った上で予算措置をしているところでございます。契約等については入札により行っておりますので、公平性は確保できていると考えております。

3番目の資材や労務費の高騰についてお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、近年は物価が高騰しており、例を挙げますと、セメント、生コンなどの土石製品は昨年度から約6%、製造工業製品では約3%の上昇、労務費においては、普通作業員単価で6%上昇している調査結果が出ております。令和6年度の当初予算におきましては、この物価高騰をある程度見込んだ予算編成を行いました。が、予想を超えて高騰した事業について、9月補正でお願いをしたものでございます。

物価につきましては、世界情勢などの影響を大きく受けますので、今後の確実な予測は困難ではありますが、令和7年度当初予算編成の際におきましては、これまでの推移等を踏まえた上で、物価、労務費の高騰を考慮した適正な予算編成を行うように指示してまいります。

続きまして、2番目の職員の研修等についてお答えをさせていただきます。

職員の業務等に関する研修につきましては、静岡県及び静岡縣市町村振興協会が主催しま

す研修に参加をしております。新規採用職員、中堅職員など階層別の研修のほか、住民への対応や行政運営に必要な法律講座など、約40の研修を対象職員に受講をさせておるところです。

研修の企画につきましては、複雑化している現状を踏まえ、市町から意見を取り入れていただき、主催団体のほうで企画をしております。

2番目の組織編成についてお答えをさせていただきます。

組織編成につきましては、令和5年度において、経営的な視点、デジタル化の推進、産業の集約化による一体的な施策の展開を目指し、経営戦略課、デジタル推進課、産業振興課、観光交流課に再編をし、令和6年度におきましては、過去の災害を教訓に危機管理部門を危機管理課として独立させ、体制の強化を図ったところです。現在、編成された部門の定着化も含みまして、今後、新たな行政ニーズの対応に向け、組織の検討は随時必要と考えております。

その中で、役職定年者の役割も重要であると考えております。今まで管理職として培った経験を他の職員へ伝えていく、また指導していく役割を発揮できるような配置を検討してまいります。

3番目の経験を生かせる人事、職員配置についてお答えします。

建設土木関係では、設計など特に専門的な知識が必要となります。本町におきましては、専門職がいないため、担当課において県や関係団体の研修を受講して対応しているところがございます。

先ほど町長が申し上げました定期的な人事異動は、職員の対応能力の向上と職員の業務への適性の把握も目的にあります。適性を見極めた人事による育成も必要であると考えます。また、今後、土木業務の経験のある役職定年者の配置も検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 私のほうからは、三つ目の（2）大井川鐵道の関係、次回の検討会の開催見通しについてお答えをさせていただきます。

次回の大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会の開催予定につきまして、具体的な日程等は、現時点ではまだ示されておられません。

事務的な協議につきましては、今年5月に県と沿線の市町等を構成員とし、大井川鐵道沿線の現状及び鉄道全線復旧後の公共交通に関する課題等を検討するワーキングを設立し、随時打合せを行っているところでございます。

3の三つ目です。全線復旧・復興のためにできることについてお答えいたします。

令和6年6月の定例会での一般質問におきましても答弁させていただきましたとおり、令和6年3月のあり方検討会において、今後もあり方検討会を継続し、早期の運行再開を目指していくという方針が示されました。

これを受けまして、町では、議員の代表を含め、官民が一体となった大井川鐵道全線復旧・復興に向けたまちづくり意見交換会を立ち上げ、復旧までの地域のにぎわいづくりの検討及び実施、全線復旧後の鉄道の利活用等について、意見交換や情報共有を図っております。今後におきまして、この会を通じて地域のにぎわいづくりを展開していく中で、地域を盛り上げ、大井川鐵道の必要性や全線復旧に向けた機運を高めていきたいと考えておりますので、議員の皆様にも引き続き御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 再質問をさせていただきます。

その前に、今、町長をはじめ、各課長の答弁で再質問が非常に難しくなったというか、私のいつもの癖で幅広く薄くやるもので、答弁も大変だとは思いますが、再質問をいたしますので、お答えをください。

自主財源が減少する中で、依存財源に頼る本町において、合併特例債が7年度に終了する時期になります。先ほど町長から御説明をいただきました。6年度において、幾つかの懸案事業にめどをつけた点は評価いたします。

そんな中において、一昨年、台風15号の激甚災害対象から外れた林道災害の復旧工事等の財源の見通しと、今後、どのようにしていくのかお尋ねいたします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

林道災害等の、激甚災害におきましては、県の措置等により財源を確保して工事を進めてきた状況でございます。今回外れた林道の災害につきましては、農林事務所と県単独補助、改良工事などの制度の充当協議を行うとともに、町財政担当と財源確保の協議を行い、利用頻度の状況により優先順位をつけながら工事計画を立てて林道の復旧工事に当たっていきいたいと考えてございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

非常に厳しい財源の中で一つ一つやっていただくということで、やはり同じ林道でも確かに利用度の関係もあると思いますし、また、壺町河内文沢地区のように林業で生活している人たちのところは、できるだけ早くやっていただければうれしいなと思っております。

続きまして、質問をさせていただきます。

決算委員会を振り返って、私は、執行率、また不用額も大事ですが、今後の展開に必要な経過、考察において、例えば今、取り組んでいる事業が現状の成果も良好なため、もう少し事業を継続させてほしい、また、反対に結果が芳しくはないが、一工夫してこの事業を軌道に乗せてみたいからもう1年やらせてほしい、期待した成果が出ないから早めに事業を撤退したい等、担当職員が今後の事業の進め方を含め、事業内容を決算委員会の中でもっと私は

語ってもいいのではないかと考えております。

今の決算が次回の予算と将来に反映され実現すること、できることをそれぞれ協議したらいいと思います。私たちも、これから前向きな姿勢の職員を一生懸命応援していきたい。議会としても、審査改善の余地もあるかもしれません。また、特別職においては、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

でも、この二、三年は非常に改善されている点も私はあると思います。考え方を伺いたします。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 決算委員会で私、申し上げましたけれども、もうずっと変わっていないから、私が議員やっているときから算定出してから、どうするか。それと、やはり決算というとお金のことを委ねるんだけれども、どうしても間違っただけで、私らもそうだったんだけれども、違うことをやはり話をしてくるから、その中において、これからのありよう、決算委員会、少し、本当に議員の皆さんも議会改革の中で変えていただきたいし、私も私で何年も議員やって、2期議員やってきて、いろんなもっとありようがあるんじゃないかなと、この決算に。

野口議員と同じです。野口議員と私は長い、一緒にやっていた2人ですので、もう少しそういうあったありようを議会改革の中でお互い、行政、議会、もう少し変えて何かできる方法があったらな、よその市町もこういうやり方しているのかもしれないけれども、もう少しありようが、あと、成果と反映という野口さん言った、ここはやはり職員の皆さんも感じているところで、同じことを繰り返してやったって駄目なんだ、これは。

いろんな方法の中でいろんなありよう、それをまた予算に反映していくことがやはり一番大事なことで私も思っていますので、かといって、まだやらなきゃいけないということも自分自身、予算配分の中で、職員とのヒアリングの中で応えてやっていきますけれども、やはり繰り返し言いますが、できなかったことはできない、次は何を望むか、そういったことも考えながら予算には反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 前向きな答弁ありがとうございます。ただ、やはり逆に私たちは、いいなと思ったのは、今、町長が言うように、職員に負担をかけることもあるかもしれないので、そこら辺は皆さんのほうが長くやっていただいておりますので、裁量をしていただきながら、また議会と御相談していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

答弁からは、入札も随意契約においても、規則等にのっとりあらゆる角度から検討されていることが分かりました。私の質問の内容において、不愉快な気持ちを持った職員もいると思います。申し訳ございませんでした。また、私の勉強不足もありました。この場をお借りしてお許しください。申し訳ございませんでした。

町民の生活も、厳しい状況が来年も予想されます。6年度で大規模な事業も一段落して、7年度は緊縮型予算を私は想像いたしますが、引き続き、職員の工夫と知恵を発揮して事に当たってほしいと考えております。大事な税金の丁寧な扱いを今まで以上に町民は行政に対し、注視していくと思います。住民本位の温かな予算編成を期待して、次の質問に移らせていただきます。

2として、町民ニーズに応える適材適所の人事について。

最初に、県、市町との人事交流が長く行われているが、帰任の際は交流先の経験を生かせる職場の配置になるのか、長い職員勤務の中で経験することによってスキルアップの向上が目的の研修なのか、また、現職員で交流経験者は何人ぐらいおられるのかお聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、野口議員の御質問にお答えさせていただきます。

合併から6年度まで、県、市町等へは28名の職員が交流をしております。また、合併前の交流も含めると、現職員の中では33名が交流を経験しております。先ほど町長からの答弁もありましたように、交流先の組織の考え方や事業の進め方を学ぶとともに、視野を広げていくというような、その交流の部署以外にも、そういう進め方を学ぶということを研修として上げさせていただいております。帰任に当たりましては、当然学んだ部署の担当業務もございませうけれども、そのような組織の進め方、考え方を生かせる部署に配置をしております。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

旧町含めて33名というと、職員から見れば約4割以上の方が交流の機会があったということが分かりました。また、今後も、今、言うような形の中で、やはり経験を生かしながら、また、各課に異動になっても生かしていくということで答弁の内容が分かりましたので、ありがとうございます。

続きまして、当町は、人口規模の割合から職員数が多いと思います。逆手にとって、小さな町だからこそ技術職、専門職の採用、また養成を私個人としては十分可能だと考えます。再度お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁にありましたとおり、職員数は限られております。人口に対する職員の割合では、確かに川根本町は高い数字ですが、一人当たりの業務が多岐にわたっております。このため、定期的な人事異動により広い分野での経験を積み、複雑化、多様化する行政ニーズに対応をしております。一概には人口割合から専門職の採用は可能とは言えませんが、現在行っている職員の研修や交流により、技術の習得と併せ、専門職の在り方、川根本町の在り方を考えていき、検討してまいりたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 今の答弁で私は、十分とは言いませんが、非常に内容は分かってきましたので、引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、適材適所の関連から質問いたします。

人事が1年の交替は極力避けるべきではないのか、また、重要な事業が継続される中で、人事異動を含めて私たちには分からない深い考えを持っているのか、手法を含め、その点をお伺いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、お答えさせていただきます。

人事異動につきましては、当然各課が所掌している事業の進捗状況も考慮し、そのときの適材適所ということで配置をしております。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

住民基本台帳によると、当町は、およそ平成25年に7,917人、令和6年4月1日現在は5,806人で約2,100人の人口が減少しました。職員数は横ばい状態です。今後において、町の方針、いろんな意味を含めて、また行政改革も視野に入れて、課題として検討を継続してほしいと思います。

次の再質問をさせていただきます。

大井川鐵道の復旧・復興に対する町の考え方、前回も、6月にも質問いたしましたが、再度質問させていただきます。

①国や県、沿線関係機関で構成されているあり方検討会の第4回目がいずれ開催されると思うが、大きな課題はあるのか、また、あり方検討会以外で今後、大井川鐵道の全線復旧・復興に向けた協議会の場はあるのかをお伺いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 野口議員の質問にお答えさせていただきます。

課題としましてやはり一番大きな部分は、本来、大井川鐵道が負担すべき部分において、どのような対応をしていくかということだと思います。あり方検討会以外での協議会の場についてですけれども、先ほど答弁で、答弁の繰り返しになりますけれども、御承知のとおり、議員の方にも会員になってもらっていますけれども、町内においてまちづくり意見交換会を開催しております。これは、町のにぎわいづくりや全線復旧後の鉄道の利活用について協議をしております。また、全線復旧のめどがつかましたら、今度は沿線市町でもある島田市とも連携して進めていくことが重要であると思っております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 大きな課題という中で、やはり大鐵の負担を皆さんでどのように割り振っていくかということが、また、それで大井川鐵道自体の資本とか経営の中で、またオー

ナーもあると思いますが、そこら辺がどのように、県とかあり方検討会で説明していくのもやはりキーポイントだなということが今の感じで思いました。

それと、やはり私も大変あり方検討会に対しては強く要望いたしましたが、今、皆さんが言っていただくように、町長をはじめ、職員がやはり長期にかかると思う中で一步一步やっていくということは、焦りもあったかもしれんけれども、やはり地道の中でいろいろな私たち、支援の会も予算を頂いていることをまた後、質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、全線復旧するまでのにぎわいづくりについては、官民一体となって取り組むということで、復旧・復興に向けたまちづくりの意見交換会が発足いたしました。私たちが11月に開催する青部駅マルシェ2024に会としても協力していただけることになり、経営戦略課の千年のふるさとづくり事業費補助金を採択していただき、感謝申し上げます。

開催に当たり、まちづくり意見交換会のメンバーも出席してもらえることも了解されました。正直、マルシェ実行委員会は人手が足りません。やはり11月23日はシーズンですので、観光関係者が多いものですから、どうしても皆さんにお願いが多くなりますが、こうした支援、協力は助かります。継続的な事業としていきたいと思いますので、今後も御指導をお願いしたいと思います。これが町の大鐵の復旧・復興の第一歩と理解していいのか、再度お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 大井川鐵道の復旧・復興に向け、まず、今は、みんなができることから始めるということがとても大事で、その一つが今回の青部マルシェへの協力になります。まちづくり意見交換会として、今年度は、このほかに千頭駅前で開催されるハロウィンやしご酒への協力をはじめ、これから駅舎清掃やまちづくりに関した講演会も計画しております。大井川鐵道の復旧・復興に向けた第一歩と理解していただいていいと思います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

お互いに、やはり先ほど言ったように、協力し合って一步一步行くしかないなと、私もこの頃ちょっと声も小さくなってきますが、またいつか大きくなる時もあると思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、大鐵復旧・復興は、議会も大きな懸案事項として行政と協力して進めていく必要があると考えます。国や県への陳情等はもちろん、他市町との連携等で一緒にできることがあれば遠慮なく話をしてほしいが、何か動きがあるのか伺います。先ほどちょっとお話は聞いておりますが、お願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 議会と行政の連携はとても重要です。町長答弁にもありまし

たけれども、県では、4月に県の各部局を横断した組織、タスクフォースを立ち上げ、対応をしてきております。また、県と沿線市町におきましては、現状及び全線復旧後の公共交通に関するワーキングを設置し、打合せを行っているところでございます。現時点において、議会の皆さんにお願いして一緒に動いてもらう状況ではありませんけれども、今後、そういう状況になった際には一緒にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

本当に両輪のことを言ってもなかなか、議会も具体的なことはできないんだけど、やはり何かあったら町長、また遠慮なく連れていっていただくとか、あるいはまた考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、このほど静岡市長が来庁すると聞きました。現在、不通となっている大井川鐵道の復旧にも中部地域として大きく関係する静岡市との今後の連携については、どのような考えを持っているかお伺いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 10月1日ですか、難波市長がお見えになるということで、これは副知事時代もそうだったんですけども、難波さんが。私もよくお付き合いさせていただいて、その中で、例えば調査会と静岡市の問題もいろいろあると思うし、連携して、お隣のまちだからこれからやっていかなきゃならん問題が幾つもあると思います。エコパークもそうだし、それと大鐵の問題も一つ、今、大鐵の問題、議員言ったから、やはり縦の線というのは、どこの市町の皆さんも、首長さんも大事だよと言っている。だったらお金頂戴と思っているんだけど、その辺はなかなか、いろんな県下、首長さん、お付き合いしながらいろんなお話しさせていただいているんですけども、そういった意味の連携の中で、難波さん、1日、来るよということですので、また皆さんもいろんな御意見聞いていただいたりしていただければいいと思いますので、連携の中で、これから先も静岡市、島田市、当然、私は連携組んでやっていかなきゃいけないと思っていますので、その辺で御了解いただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 私がちょっとこうやって文章にして、大鐵の中にはいたんですが、やはり議会まで話があるというのは何となく気になって、やはり普通は首長さんのうちで、具体的に進むのかと自分も思っているんですが、課題の中でやはり町長や行政がこういうふうにしたいから議員もとか、そういうことをある程度言っただかかないと、非常に上辺のことしか分らんもので、本当に私たちはよかれとやったことがこれからの行政に迷惑かけちゃいけないと思いますので、その辺は本当に十分お伝えしていただきながら、まだ10月1日、もうちょっと時間はないかもしれませんが、ぜひまた議長等含めてお話をしていただきながらよりよい、ああやって市長が来るということはどんなふうかと思って私はちょっと気にな

っていたもので、ここにかこつけて質問をさせていただきました。ありがとうございます。

最後になります。先ほど質問いたしました青部駅マルシェ2024は、11月23日の土曜日に実施いたします。大井川鐵道全線復旧を支援する会は、一部のメンバーを発起人として開催いたします。イベントの目的は、青部駅付近の最初の小さな始まりですが、全線復旧・復興並びに地域活性化、にぎわいづくりを狙いといたしますが、内容が目的にそぐわない点多々あると思いますが、意見交換会のメンバーをはじめ、多くの官民の皆様の支援をいただきます。率直にうれしいです。

当日は、川根時間のお茶のイベントの開催も聞いておりますが、議場においでになる皆様方には、大変御多忙なところとは存じますが、当日は青部駅にぜひともお顔を出していただくようお願いいたします。また、御家族や近所の方にもお声をかけていただければ幸いです。

いろいろありがとうございました。これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は9時55分とします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時55分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、澤西省司君、発言を許します。5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） おはようございます。5番、澤西省司です。通告に沿って一般質問をさせていただきます。

今年の台風10号は1週間ほど雨が続きましたが、令和4年の台風15号の被害のような大きな災害もなく過ごせました。しかし、今年の夏は観測史上最高の高温で、2年連続記録を更新しました。身近なところでも体調に異変を起こして救急車で運ばれ、熱中症とのことでした。日本中では夜間に熱中症で亡くなった方も多数おりました。このような現状から、来年以降、夏の高温から高齢者をいかに守っていくか、行政は対策を今から考えていくべきだと思います。

それから、暑さに負けないくらい厄介なのが害獣被害です。特に、猿に対してはお手上げ状態と言えるかもしれません。令和6年度予算に猿用大型捕獲おりがあり、多くの被害を受けている町民はこれで大量に猿を捕獲してもらえるのではないかと注目しているところでもあります。その辺の関連状況を伺っていききたいと思います。

害獣被害の対策の基本は、森林地帯と畑などを伴う居住エリアとの中間にある緩衝地帯の

草刈りの徹底ですが、草を刈る体力も落ちてきた高齢者にとっては大きな問題になっております。高齢者の手助けになるようなよい知恵がないか、伺ってきたいと思います。

一つ目の大きなテーマとして、来年の夏も繰り返される危険な暑さから高齢者を守る対策について伺います。

一つ目として、今年の7月から8月にかけて熱中症警戒アラートが多数発令されたが、町内における危険な暑さの現状はどのようなものであったのか。

二つ目として、町内高齢者の熱中症警戒アラート発令に対する対応はどのようなものであったのか。

三つ目、来年の夏も繰り返されると予想される危険な暑さに備える対策等はいかがか。

四つ目、クーリングシェルターが必要だとしたら、どのような場所や仕様がこの町にとってよいのか。

五つ目、クーリングシェルターの設置への流れについて。

二つ目の大きなテーマとして、猿による被害や対策などについて令和5年度から令和6年度上期について現状を伺います。

一つ目として、猿による被害は昨年同様、今年も被害があると聞くが、どのような状況なのか伺います。

二つ目として、令和6年度予算に猿用大型捕獲おり導入のための予算がついていたが、現在の状況かがか。また、移動式の大規模捕獲おりについては、設置時期、場所、まき餌の費用、運用方法などを猟友会と検討していきたいと昨年12月に答弁しているが、進捗状況を伺う。

三つ目、家庭菜園や畑を持っている町民の猿捕獲への期待は大きく、注目しているところでもある。今後、被害者に対しどのように応えていくつもりなのか伺う。

四つ目、害獣対策として一般に森林と居住地帯の間にあるエリアの草刈りが推奨されている。雑草対策として町でヤギを飼い、必要なところにレンタルするなどヤギのいる風景を考えてみてはどうか。

以上で壇上からの発言を終了いたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいま澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議員にお答えさせていただきます。

危険な暑さから高齢者を守る対策についてお答えします。

本年、町内における最高気温については、7月27日に38.4度、7月7日と22日に38.3度、7月30日に38.2度を記録するなど、大変厳しい暑さが記録されたと認識しております。今年は7月4日に熱中症警戒アラートが初めて発表され、7月20日以降ほぼ毎日のように発表されており、これまで42日間発表されました。この対策としては、暑さをしのぐ場所として、町民文化会館など公共施設等を熱中症特別警戒アラートが発表された際に開設するクーリングシェルターとして町内9か所を指定、また暑い日に涼しい場所で休憩いただけるよう、川

根本町まちづくり観光協会と連携を図り、ひんやりスポットを町内に12か所開設し、対応してまいりました。来年度においても今年度同様、関係機関と連携を図りながら、広報活動、クーリングシェルターやひんやりスポット等の開設などにより、暑さ対策を図ってまいりたいと思っております。

高齢者への暑さ対策等の詳細については担当課長から説明いたします。

二つ目の1番目、猿の被害状況についてお答えします。

猿の被害については、昨年に引き続き今年も各地区で農作物の被害の報告がされております。特に、果樹や野菜などを狙われるケースが多く見受けられ、地域の農業振興にも影響を及ぼしていることから、被害防止目的で年間約50頭を捕獲しておりますが、現在は4月1日から6月3日まで6頭です。7月1日から9月15日までは、30日の報告のため、まだ未集計でありますが、令和5年度は48頭ということです。

二つ目の大型捕獲おり導入及び運用方法についてお答えします。

今年度、猿用大型捕獲おり2基を11月に導入する予定です。設置場所については、猟友会などの関係者の意見を基に効果的なポイントを設定していくとともに、近隣市において既に導入を行っているため、現地視察も兼ねて研修会を開催し、運用方法について適切に進めてまいります。

2の三つ目ですが、町民への今後の対応についてお答えします。

今回の機器の設置により、被害の減少は期待されますが、捕獲に携わる猟友会員の活動範囲も限られているため、家庭菜園などの自己所有の畑は自らが守るという意識の高揚とともに、既存の鳥獣被害対策に関する補助金等の活用について広く周知してまいります。

四つ目の議員提案については、ヤギのことですよね。それは担当課長からお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、最初の質問の高齢者への対応についてお答えをいたします。

町内の高齢者に対し、熱中症警戒アラートが発表された時期を中心に、小まめな水分の補給、涼しい服装やエアコンの適切な使用等、熱中症予防のための行動を介護者の集いやケアラズカフェなどの事業への参加者に直接呼びかけを行いました。また、地域包括支援センターの職員や訪問看護ステーションの看護師が高齢者宅等への訪問の際には、個別に同様の声かけを行っております。さらに、この期間中に開催した介護支援専門員会議において、ケアマネジャーに対し担当する要介護者等へ熱中症予防のための行動の周知を依頼したところです。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、澤西議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1の3番目、来年の夏も繰り返されると予想される危険な暑さ対策についてお答えをさせていただきます。

今年度において熱中症警戒アラートが発表された際には、かわねフォンや町のホームページ、LINEなどにより、住民への注意喚起を行ってまいりました。先ほど町長が申し上げましたとおり、注意喚起の広報に努めるとともに、クーリングシェルターやひんやりスポットの設置場所など本年度の状況を踏まえ、効果的に町内に開設し、対応してまいります。

1の4番目、クーリングシェルターの使用等についてお答えをさせていただきます。

クーリングシェルターとして備える最低限の基準として、①適当な冷房装置を有すること、②熱中症特別警戒情報が発表されたときは、該当施設を住民その他の者に開放することができること、③住民その他の者のために供する部分について必要かつ適切な空間を確保することが環境省において定められております。本町においては、昼間は開館している公共施設等が住民の皆さんが安心して過ごせるため適していると考えているところでございます。

1の5番目、クーリングシェルター設置への流れについてお答えをさせていただきます。

令和6年4月1日から熱中症特別警戒情報が法定化され、国は熱中症リスク低減を目的に、熱中症特別警戒情報が発表された際に暑さをしのぐ場所として公共施設等を休憩スペースとして開放できる事業を地方公共団体の努力義務としたことから、町として熱中症の危険性を考え、今年度よりクーリングシェルターを開設したところでございます。

基本的に、職員が常駐している公共施設等の開館時間などに合わせて開設をしております。町において開設が可能な施設を指定し、指定後、静岡県及び環境省に設置の報告をしているところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、私からですけれども、害獣対策や地域の景観としてのヤギの活用についてお答えいたします。

議員が言われるように、ヤギがいることで周囲の環境が整備され、獣が近づきにくくなる効果が期待できることは承知しております。一方、飼育管理費用の負担や専門知識や経験を備えた人材育成が必要となり、時間と労力がかかるため、導入初期費とランニングコストが課題となります。

今後、農地や里山の雑草を適切に管理しつつ、地域ごとの特性に応じた対策を講じていくことが重要なため、地域住民と連携しながら効果的な獣害対策を進めてまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 御答弁ありがとうございました。

まず、一つ目のテーマのほうから聞いていきたいと思います。

来年も当然繰り返される危険な暑さは続くというのが私の考えであります。まず、今年
状況として、この夏、他市町の小・中学校で暑さが起因による体調不良を起こし緊急搬送
されたというニュースを見ましたけれども、川根本町の児童・生徒ではそのようなことはあ
りましたか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、澤西議員の御質問にお答えします。

義務教育学校では、熱中症アラートが発表された際、外での活動は控えるようになってお
ります。学校現場におきまして、生徒・児童の健康管理にも十分注意して学校運営が行われ
おります。今年度緊急搬送されたような事例はございませんでした。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 5 番、澤西省司君。

○5 番（澤西省司君） 適切な対応によってそのような事案はないということでお聞きしまし
た。

次は、二つ目として、川根本町の高齢者が自宅や畑などで体調を崩して緊急搬送されたよ
うな事例の全容は分からないと思いますが、幾つかそのような例はございましたか。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、お答えをいたします。

島田消防署川根北出張所に確認をしましたところ、川根本町内で熱中症の疑いで緊急搬送
された事案として、7 月に 1 件、それから 8 月に 3 件、計 4 件あり、そのうち 65 歳以上の高
齢者は 3 件であったとのことです。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 5 番、澤西省司君。

○5 番（澤西省司君） 私の近くでも、体調を崩して熱中症だということで帰ってきましたけ
れども、やはりなかなか熱中症のレベルでは相当苦しんだので入院させてほしいと言っても、
やはり帰される、ほとんどもう全部。熱中症では入院はできないというようなことを先生に
言われたというようなことでありましたので、今後熱中症で済んでよかったなと思います。
来年以降は熱中症で済むか分からないというような心配の下に、こういった一般質問をさせ
てもらっているわけであります。

次は、高齢者に関連してはいますけれども、昼間は何らかの施設に通っている高齢者の方
は一応安心ですけれども、日中自宅で過ごされ、部屋などにいるときに電気代などを気にされ
てエアコンの使用を少しためらう傾向の方は多いと感じますか。どうでしょう。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、お答えをいたします。

地域包括支援センターの職員が実際に高齢者宅を訪問して感じたところではありますけれ
ども、電気代を気にしてエアコンの使用をためらう方も当然いると思いますけれども、それ

よりもむしろ高齢になると暑いと感じにくくなり、結果エアコン等の適切な利用ができないケースが多いのではないかなというようなことです。実際、厚生労働省もホームページなどで、高齢者は暑さに対する感覚機能や体の調整機能が低下するのに加え、若年者よりも体内の水分量が不足しがちで、熱中症への注意が特に必要であるとの指摘をしています。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） なるほど、高齢者はちょっと失礼な言い方だけど、体感的に鈍感ということですか、よくつけていないなと思う感じのときもあるものですから、そういったことが現状あるのかもしれませんが。中にはやはり非常に24時間エアコンをつけるということは、私たちでも24時間つけるというのは相当電気代かかるもので、えっと思うんだけど、やはり高齢者になれば年金暮らしで、24時間やはりためらわれる人もいらっしゃると思って、そういったときは町がやっているひんやりスポット、クーリングシェルター、非常に活用がうまくスムーズにいけばいいじゃないかと。私もその点は非常に同調しているところであります。

それで、次の質問は、危険な暑さ対策といえばやはりエアコンとなるが、電気代が頭から離れないというのは、高齢者にとっては大きな問題ではないかと思います。今言ったとおりですけれども。町は複数のクーリングシェルターやひんやりスポットなどの場所を設置していますが、先ほど町長からクーリングシェルターは9か所、ひんやりスポットは12か所と、結構量が非常に取ってあるということで数的には安心なんですけれども、私個人的には行きにくいとか、距離的な問題ですね。それとか、長時間はいづらいなどの問題があると私は感じております。高齢者にとって気軽に話ができる、なじみのある顔ぶれのそろう地区の集会所のほうが居心地がよいと思いますので、集会場をひんやりスポットやクーリングシェルターとして活用していくべきと思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 先ほど健康福祉課長からクーリングシェルターの使用については説明をさせていただきました。クーリングシェルターとなると、熱中症特別警戒情報が発表された際には必ず開設しなければならないということでもあります。集会所は身近な施設ではありますが、クーリングシェルターとなると人的配置というのが必要になろうかと思えます。そうした場合は地区の協力が不可欠であると考えます。今回、徳山地区においてクーニングシェルターとはいっていますけれども、ひんやりスポット的なことをやったという事例がございます。そういう面では、やはり今後はそういう地区の行動と併せて、町が設置するクールシェルターというような取組をしていければなというふうに考えております。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 徳山地区がやったということで、先進的な考え方だと思います。

地区の住民が地区の集会所に避難することは極めて自然だと思います。今総務課長おっし

やられましたけれども、集会所の開放と閉鎖の仕組みをクリアすれば、集会所をクーリングシェルターやひんやりスポットとして活用できると思いますけれども、いかがですか。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 先ほど申し上げたように、クーリングシェルター、ひんやりスポットとも人的な配置が必要ということですので、集会所におきましては、そのようなことがやっていけるようであれば、併用はいいと思います。また、先ほど徳山地区の取組などを例えば区長会などで紹介して、こういうような取組をしたよというようにことで情報を共有することにより、地区による共助の機運を高めていって、じゃ、私ども地区集会所ひんやりスポット的なのをやってみようかというようなことがあると思いますので、そういうようなPRでしていければ可能かなというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 今言ったように、同じような考えでお答えいただきましたけれども、やはり集会所の開放と閉鎖の仕組みをクリアすればということで、それが可能になれば非常にいいと思いますけれども、私がこの話をしているときに、町内集会所、34地区の集会所には全てソーラーパネルついていないと思いましたけれども、2か所設置されているということを描いて、それがたまたま地名集会場と、それともう一つ、崎平、この2か所についているということで、私も知りませんでしたけれども、もしこの2か所がついているのであれば、この2か所というのは現在もいきいきクラブが存続している地区でもありますので、そこの区長並びにいきいきクラブの会長さん共々話し合って、先ほど言ったような開放と閉鎖の仕組みをちょっと何とか確立していただいて、そこをモデル地区というか、徳山と同じようにそういうふうなモデルにして来年の区長会ですか、そういったところでやればなかなか分かりやすいんじゃないか、現実問題として。分かりやすく見せてあげるということも重要かと思いますので、その点はちょっとお含みいただきたいと思います。モデルとして非常によからうと思いますので。

それと、質問的には町内34地区ありますけれども、ソーラーパネル設置は多額の費用もかかります。何年計画というやり方でまずは地区の区長さんから事業を進めてほしいと手を挙げていただくのがよいかと思います。というのは私の考えですけれども、その点なんかはどうでしょう。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 現在、地区が33地区に合併し、なっております。

議員御提案ですけれども、ソーラーパネルの設置には多額な初期投資がかかります。地区の負担も当然ありますので、地区が集会所の利活用としてソーラーパネルが欲しいというようにならないと、行政が地区の負担を伴うものについて設置を促進するということがなくて、やはり地区でそういう利活用を考えた上でソーラーが必要であればということであれば、既存の制度がございますので、それに町のほうはできるだけ助成のほうを応えていき

たいというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 5 番、澤西省司君。

○5 番（澤西省司君） 今の話、やはり区長さんもこれいいなと思うには、やはり先ほど言ったようにモデルのような感じで紹介するのがよからうと思います。集会所へソーラーパネルの整備においては、地区が3分の1を負担するルールになっていたと思いますけれども、来年以降の夏において発令されるかもしれない熱中症特別警戒アラートの発令は、レベルとして災害級と見るべきで、それに備えるソーラーパネルの設置などの費用に対する補助金割合は、今後考えていただきたいと思いますが、この点についてはどうですか。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 議員おっしゃるとおり、今地区集会所の整備の地区負担は整備事業費により2分の1から3分の1となっております。先ほど言ったように、2地区自力で使って設置しております。負担割合については、ソーラーパネルにつきましては、売電による収入もございますので、やはりそこら辺を含めて慎重に負担を考えるべきだというふうに考えております。今のところ、この負担割合はこのまま継続というつもりですけれども、収入というところの観点からも、慎重に補助率については考えるべきというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 5 番、澤西省司君。

○5 番（澤西省司君） 関連ですけれども、私のうちはソーラーパネルないもので状況が分からないんですけれども、売電をして昼間の時間を何とか無料にしたいと。無料だから老人も来やすい。そういったところで、売電をして無料になったときに残りがあるんだったら、それでソーラーの支払い用にだんだん加算されていくような感じもあるんですけれども、昼間つくった電気を全部をソーラーで一日中使うんですから、基本的には使っちゃって終わりかなというのが私の頭の中だものですから、やはりここは、今年これだけ暑いけれども、熱中症特別警戒アラートは一度も発令されてなかったものですから、もしこれが今後当然来年発令される可能性だって十分ありますよね。毎年記録を更新していますから、暑さの。そういうことを考えれば、これは特別な災害だと事前に考えれば、従来の決まりのままでいいという考え方じゃちょっと追いつかないかなと私は思います。区長たちも手を挙げにくい状況がそこにあると思いますので、ここは今後しっかり考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 地区集会所につきましては、あまり使用する頻度が少ないということで、売電収入もそれで使ってツーペイでなくて、かなりあるというふうな地名の例も聞かしまして、ありますので、そこは慎重に考えるべきだと思います。

○議長（石山貴美夫君） 5 番、澤西省司君。

○5 番（澤西省司君） ありがとうございます。そういう若干の余裕があればありがたいと思

います。

では、次の質問のほうへ、二つ目のほうへ入っていきたいと思います。

猿による被害の話ですけれども、今年の状況はどうだというような話を一番初めのほうに投げかけておったわけで、それに対して回答をいただきましたが、私の身近なところで、今まで猿が来たことはなかったと。要するに町なかですよね。今年の7月頃に実のついた野菜がほぼやられたと聞き、見に行ったけれども、一応電柵でちゃんと囲ってあった中をやられており、民家が多数ある場所へ猿が進出してきている状況です。先ほど個人の菜園はしっかり対策をしてほしいというのが基本的な考えだと。それは十分分かりますけれども、やってもやはり猿にはなかなか通用しないというところで、猿の大型捕獲おりが11月に届くようだが、猿被害の大きな地区の選定などはできておりますか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えいたします。

被害地域につきましては、現在も情報をいただいておりますが、設置するまでに改めて猟友会員や農家などの聞き取りを行います。またその中で精査をしていきたいと考えております。

なお、設置につきましては、機器が大型なものでありますので、一度に多くの猿を捕獲することになるため、土地所有者や周辺の住民、それから自治会への理解を併せて求めています。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） どの地区も大分頭を抱えている問題ですから、そういうところは非常に協力的にしてくれると思います。ですので、設置場所なんかは意外とスムーズにいけるんじゃないか、反対はしないと思いますけれども、ただ、11月といえば猟期や県の管理捕獲などが始まる時期であり、猟師の人もそこら辺からは非常にこう勢い込んで忙しい時期に入ってきますと。それまでに猟友会との間で設置時期、場所、まき餌の費用、運用方法などを詰めておく必要があり、時間が少ないのが気がりですけれども、その点については大丈夫でしょう。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えいたします。

納入が予定されています11月は、議員が言われますように猟期と重なります。早期に対応するために、既に導入をしている藤枝市へ視察、意見交換を行いまして、運用方法について事前に検討して対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 具体的な日程などは、猟友会との間でこういったものはまだ視察なん

なりはできているのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

視察の時期につきましては、10月中旬から10月の下旬ということで早期に対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 10月中に対応ができているということで一安心ですけれども、終わりが11月、忙しい時期入っちゃいますから、しっかり対応していただければと思います。猿は今現在栗、9月は栗を食べております。しっかりなる前に、もう人間が取る前に、ちょっと青っぽいような栗でもどんどん今猿は栗を食べております。そして、10月に入ると畑へ行ってサツマを食べます。そして、11月入るとどんぐりと。非常に猿の活躍するシーズンでありますので、一つ対応のほどよろしくお願いいたします。

それから、四つ目の関連で、森林と居住地帯の間にある緩衝地帯の草刈りは、害獣対策の基本ですけれども、高齢化により、ままならなくなっている現状がある。レンタルするヤギがいれば、夏場は草が豊富だから餌代もかからず、食べてほしい草地にロープでつないでおき、毎朝場所を変える程度の作業で進むようですので、大変助かるのではないかと思います。この点はいかがですかということですが、先ほどこれはレンタルする側の話であって、非常に飼うほうには負担があるというのは私は心得ていますので、飼えばこのような年寄りについては非常に助かるのではないかと、そういった点が考えられますけれども、どうでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えいたします。

議員が言われますように、草刈りができない状況の中で、今回のご提案につきましては効果的な方策だと思いますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、飼育する場所や冬場の餌代など、飼育管理費用がかさむなどの課題がありますので、慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） ごもっともな意見ですよ。やはり産業振興課だけではヤギを飼うというような話をまとめて、そこだけでやるということはなかなか人的な工数の問題もあるでしょうし、ここは総務課とも話をしなきゃいけないだろうし、いろいろなかなか万が一飼うにしても何年も計画を立てるといようなことも必要だと思いますので、早急にすぐ飼えんという話ではないことはないです。

もう一つ、ちょっと猿に、先ほどから今回のテーマは猿に絞ってやっていますので、その

点ちょっと言うんですけれども、猿がヤギを嫌うという事例がありますと。どの程度ということについてまでは私分らないんですけれども、ちょっと嫌うということをちょっと目にしたものですから、現実問題として猿が嫌がるなら、猿被害に悩んでいる人にとってはこれは朗報じゃないですか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えいたします。

滋賀県で取組があります。猿はヤギを避ける行動を取ることが確認されております。接近距離が20メートル以内になると、猿の滞在時間が顕著に減少するといったことが確認されております。その効果を持続ができるかということがまだまだ不明なところがありますので、その後、今後検討が必要じゃないかと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 調べていただいてありがとうございます。私にはちょっとどこまでこういった調べはちょっとできかねたものですから、ただちょっと猿が嫌うということを知ったものですから、今後研究、今課長おっしゃっているということで、今後の内容次第じゃかなり飼う価値も出てくるかもしれませんけれども、またそういった点も何年後かには非常に有効なら、日本全国でヤギを飼い始めれば、この町も飼って、森林地帯が多いですから、飼ってみるということも今後可能性はあるんじゃないかと。私がこういうことを言うのは、突拍子もない話ですけれども、ヤギを飼うというのは。昔ドローンをやったときも全然受け付けてもらえないけれども、今はドローン当たり前の時代ですから、将来ヤギが当たり前の時代が来るかもしれないと、そういった発想で言っているだけであります。

次に、猿とヤギが出てきましたので、ヤギのことでもう一つちょっと気がついたというか、ちょっと言ってみたいなということです。今、全国の小学校で昔のように動物を飼っている学校が減っているとの記事を見た覚えがあります。私たちが子供の頃はケージの中でウサギや鶏、亀などの小動物がいました。今はケージだけが残っている風景を見かけます。ケージの中でヤギを飼ったらどうだという話ではないものですから、安心してほしいんですけれども、グラウンド周りの隅っこには雑草が生い茂り、厄介な状態であります。そこにヤギをレンタルしてグラウンド周りの雑草を食べている風景が私にとっては魅力的だが、この風景の本質は、幼い子供たちがヤギさんによってグラウンド周りの草を食べてくれている風景を見たときに、動物に対する何らかの感性がずっと心や記憶に残り、動物に対しての優しい気持ちなどがもしかしたら芽生える可能性もあるのではと感じます。レンタルですから、短い期間かもしれませんが、このようなことを教育上はどのように捉えるのか、お伺いします。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 澤西議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、全国的に動物を飼っている学校は減ってきています。その要因と

しましては動物アレルギー、感染症の対応が困難になっていること、また児童・生徒数が全国的に減っていることから。土日、長期休暇の対応が難しくなっているということが原因として挙げられております。

教育上の捉えということでございますが、学校指導要領では動物の飼育に関しまして、学校における動物飼育につきましては目的が明確であり、各学校が地域や児童・生徒の実情に応じて対応が可能、適切なものを取り上げていくことが大切であるというふうに言われております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 今のような文科省の方針、指針を今お聞きしましたけれども、今のそれだけの感じでお答えすると、やはり教室内にちっちゃな水槽でメダカを飼うぐらいの感じになっていますね、感じとして。一つ指針として引っかかるのは、何らかの役に立つとか何らかの目的があるという、グラウンドの草を食べてもらうという目的にはかないますけれども、先ほど産業振興課との話の中で、管理のほうがなかなかということで、ヤギはなかなか飼いにくいと思いますので、教育のほうでヤギを飼うなんという発想で始めてもらう話じゃないですけれども、もしこの町でヤギを飼うようなことになったら目的には合致しています。ただ、大変だというような意見ありましたけれども、さほど大変じゃないみたいですので、桜の木でも鉄棒でも隅っこのほうにありますので、そういった障害物は。犬をつないでおくようにつないでおけば、周りの草を食べてくれると。2時間もしたらまた横へつなぎ直すという程度ですから、そんなには大変じゃないですけれども、これも今後の検討の課題といたしますか、流れ、そういったところをちょっと注視していただきたいと思います。

それから、くどういのですけれども、もう一つヤギの話を。

町がヤギを飼うようになったらという前提の話ですが、川根本町は日本で最も美しい村連合に加盟しています。ヤギが中小河川のサイドで草を食べている水辺の風景や町内の絵になる風景にヤギが溶け込んでいるなどは、来訪客をよい印象でもってお迎えでき、まさしく美しい村連合としての機能を果たすのではないかと感じます。日本で最も美しい村を確立するために、ヤギさんに美しい村連合のアイドルとしての位置づけを託してみたいかがですか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） ヤギに関する件なんですけれども、美しい村連合、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の風景、文化を守りつつ、最も美しい村として自立を目指す運動がスタートしました。本町におきましても2015年、茶園の風景と徳山の盆踊りということで加盟をさせていただきました。

議員おっしゃるヤギが草を食べている風景、想像する中ではいい風景かもしれませんが、これまであまりヤギを飼う文化がなかった本町において、今までの答弁でもありましたように、メリットよりデメリットのほうが多いような気がします。現実を考えると、かな

り厳しいものだと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5 番、澤西省司君。

○5 番（澤西省司君） 飼う側のそこは話をする中で産業振興課からもいろいろお話を伺っておりますので、ヤギが飼えたらということで、教育総務課と経営戦略課の課長にはこういったヤギの話でご協力をいただきましたけれども、いずれ世の中も変わっていけば分からないこともないと思いますよ。時代が進んで、デジタルばっかりの世界よりもこういったことが見直される時代というのは必ず巡ってくると思っています。地球は回り回っていますので、戦争だってもう二度とないと思えばまた始まるし、あり得ないことがあり得るようになる時代も来ますので、こういったことを頭の中にお含みおいていただきたいと思います。

先ほど言った熱中症のクーリングシェルターやひんやりスポットの話と、この草を何とかしなきゃいけない、猿の話の。将来的にやはり考えていかなきゃならない話だと思います。特に、クーリングシェルター、ひんやりスポットに関しては、高齢者の非常に命にかかるような問題でありますので、丁寧にぼんやり言っているような感じで質問させてもらっていますけれども、実際の内容は来年の夏のことを考えれば相当危機感の高い話であると思いますので、その点もお含みおき、しっかり今後考えていただきたいと思います。

じゃ、これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） これで澤西省司君の一般質問終わります。

ここでしばらく休憩といたします。それでは、再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番、大竹勝子君、発言を許します。6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 6 番、日本共産党の大竹勝子です。通告に基づいて一般質問を行います。

本題に入る前に、本年1月1日の能登地震に続いて、再び奥能登地域で先日発生した豪雨災害で犠牲になられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災者の方々への心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、私は今回大きくは三つの問題について、町長並びに教育長に質問いたします。

最初に、石原教育長が先日21日付で新たに就任されましたが、これから当町の教育行政を担っていかれるに当たって、どのような基本的な考え方に基づいて教育行政を進めていこうと考えておられるのか、できるだけ具体的にお答えいただきたいと思います。その中で、特

にどのような点に力を入れていこうとお考えなのか、併せて御説明をお願いします。

また、2点目として、いまだに収まる気配のない異常な物価高騰の下で、学校給食費の無償化が既に全国で547自治体に広がっています。当町は今年度予算で給食費を3割弱引下げで子育て負担の軽減を図られましたが、なぜ無償化に踏み切らなかったのでしょうか。

少子化を食い止める一番の取組は、子育て世代の負担を可能な限り減らすことです。特に、当町では3人あるいは4人と懸命に子育てされている若い親御さんが少なくありません。このような人たちを支援するためにも、当町も給食費の無償化を急ぐ考えはないか伺います。

3点目ですが、当町は核兵器廃絶平和の町宣言を行っていますが、近年はこの懸垂幕の掲揚も見かけなくなっています。間もなく戦後80年を迎えようとする昨今、ロシアのウクライナ侵略やイスラエルの爆撃など、悲惨な戦争の情景が連日報じられ、恐怖と苦しみ、悲しみに泣き叫ぶ子供や親たちが毎日映し出されています。世界中の人たちが一日も早くこんなむごい戦争など終わってほしいと胸を痛めているはずです。それなのに、武器は大量につくられ続け、戦争はますます泥沼化するばかりです。戦争を防ぐには際限なく武器を持つことなく、災害支援や経済・教育支援など助け合いや国際交流・平和外交しかないはずです。

当町にも多くの外国籍の住民がおられ、国際交流に大きな役割を果たしていただいていることに心から感謝を申し上げます。一方で、教育の場での子供への戦争体験を伝え、考え合う取組はどれくらいされているのでしょうか。

島田市では、毎年高校生の平和大使派遣や小・中生による体験者から聞いた話などを基に制作劇などの取組が新聞やテレビでも紹介されていますが、当町はどのような取組がされているのでしょうか。

今、子供たちに伝えなければ、やがて二度と聞けなくなりますが、当町では戦争体験者の話を聞いたり、平和展などの催しなどが町の取組に上がったことはありません。当町に広島、長崎の被爆体験者がいなくなって久しいですが、被爆者等から話を聞かれた高齢者はいらっしゃるはずです。また、島田市におられる粕谷たか子さんは、以前焼津の第五福竜丸の犠牲者、久保山愛吉さんの「核兵器の犠牲者は私を最後にしてください」との遺言で始まった3.1ビキニデーの実行委員を長年務めてこられ、数年前にはこの話を絵本にして自費出版され、「ばらの祈り」という絵本を当町でも有志の方の御支援で、川根高校も含めて各学校や図書室へ納めていただいています。悲惨な戦争体験者も80歳を超え、年々貴重な存在となる下で、当町は子供たちや町民への平和教育にどう取り組んでいかれるお考えか、伺います。

次に、大きな2点目の防災対策について伺います。

近年、災害の規模や程度が今までに考えられなかったほど大きくなり、地域や頻度についても様々な地域での繰り返し発生するようになってきました。当町においても、前の災害の復旧がまだ済まないうちに次の災害に見舞われるという状況が珍しくなくなり、住民の生活がしばしば脅かされる状況が増えています。こうした現状を踏まえて、現に災害が発生した箇所については一日も早い復旧が図られ、関係住民などの生活が一日も早く被災前の状態に

戻れるように復旧事業等に特別な注力が求められていると考えます。同時に、私たちの地域はおよそ半世紀前に提唱された東海地震説や、最近では南海トラフ巨大地震にどう備えるかということが緊急の課題になっています。

そこで、第1点目ですが、先日南海トラフ地震の臨時情報が出されましたが、このような際には町ではどのような体制を取ったのか、また事例を踏まえて見直す点があったのか伺います。

さらに、これ以外にも一昨年の台風15号による災害に見られるとおり、こうした予想される様々な災害にどう備えるかという点で、何を置いても最優先で取り組まなければならないのは、災害で犠牲になる方を最小限に抑えること。できればゼロにすることです。

そこで、2点目ですが、災害時の要支援者に係る個別避難計画の策定が自治体の努力義務になっていますが、当町の状況を伺います。

もちろん住宅の耐震化の徹底や急傾斜地の下や沢の近く、浸水危険地域など危険度の高いと考える場所に住んでおられる方には、できる限り早い段階で安全な場所に避難していただくということは大前提ですが、そのためには必要な情報が適時的確に対象となる方に伝わらなければなりません。幾ら役場としては避難指示を出しましたというつもりでいても、実際には対象になる方には伝わらない、あるいは伝わりにくいケースがいろいろと考えられます。豪雨災害などの場合には、同報無線の音声がよく条件のよい方以外は聞き取れない可能性が高いことは、多くの町民の声からも明らかです。また、音声は届いていても、外国人などの場合意味が理解できない。さらには、普通の聴力のほうなら聞こえるはずの音声も聴力の衰えた方などの場合には聞こえないといった可能性もあります。また、情報そのものは伝わっていても体が不自由で安全な場所への移動が思うようにできないといった方も少なからずおられます。このように、情報弱者、いわゆる災害弱者については、事前にお住まいの場所や状態などを自主防などで把握し、個別の避難計画を策定していくことが努力義務となっています。

そこで、第3点目として、避難所に避難される住民などへ必要な情報を確実に伝達するための具体的な対策をどのように考えているか、伺います。

あわせて、4点目として、大規模災害時、情報弱者を一人でも減らす観点からも、補聴器購入助成が必要だと考えますが、いかがか伺います。聴力障害者については、私がこれまでも繰り返し実施を求めてきた補聴器購入への助成制度が創設されれば、対策の促進が図られる可能性は大いに考えられます。災害弱者を少しでも減らすためにも、補聴器購入への助成制度の創設を早期に図るお考えはないか、伺います。明確にお答え願います。

最後の大きな3点目です。

健康保険証のマイナンバーカードへの一体化について伺います。

1点目として、12月2日をもって新たな健康保険証の発行が中止になりますが、マイナンバーカード保険証による受診率は低く、特に高齢者には負担となっています。医療機関の窓口な

どで暗証番号を忘れたり、認証ボタンを押し間違えてロックがかかって受診できなくなったりすれば、それだけで高齢者は受診控えや重症化、手遅れなども強く懸念されます。町としては、この問題にどのように対処、対応する考えですか。伺います。

2点目として、現行の保険証の代わりに資格確認証を交付するとしていますが、対象はどの範囲ですか。期限はあるのかなどについても説明を求めます。

法律の規定を無視してまでも健康保険証の発行を継続することには無理があるとしても、最低でも町民の利便性の確保や命と健康を守る責務を負っている町長としては、少なくとも現在政府が推し進めている強引なマイナンバーカードの普及策を見直すよう求めるべきではありませんか。とりわけ紙の健康保険証の廃止については、今からでも中止するように求めるべきです。そのお考えがどうか否か、明確にお答え願います。

以上の点について明確にお答えいただけますよう期待して、私の演壇からの質問とさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの大竹勝子君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、お答えをさせていただきます。

教育長に就任して具体的にどう教育行政を進めていく考えについては、後ほど教育長からお答えします。

1番目の二つ目、学校給食費の無償化を急ぐ考えはないか伺うについてお答えします。

昨年度の議会における質問で、前向きに検討しますとの答弁をさせていただきました。県内自治体の状況等を踏まえて、厳しい財政状況の中、保護者の負担を小学生で月額約940円、中学生で月額約1,120円引き下げ、令和6年度当初予算に反映したところです。

無償化については前回も答弁させていただいたとおり、限られた予算をどこにどのように使うかを引き続き検討をしております。

一つ目の3番目です。子供たちや町民の平和教育についてお答えします。

児童・生徒に対する平和教育については、学習指導要領に基づき、教育活動全体で考える機会を設けております。平和についての考えは教育大綱にも示しておりますが、平和に対する様々な情報を内発的動機により、個々に判断するものであると考えています。また、町においては毎年戦没者追悼式を開催しております。式では改めて恒久平和を祈り、平和への思いを皆さんで共有しております。引き続きこのような機会を通じて、町民の平和の心の醸成を図っていきます。

次に、防災対策についてお答えします。

南海トラフ地震臨時情報は、2019年5月に運用が開始されてから、発表に至ったのは今回が初めてでありました。対応につきましては、職員災害対応マニュアルにより体制を取り、対応をしております。今回何事もなく過ぎましたが、初めての南海トラフ地震臨時情報への対応となり、24時間体制を取った中で、人員配置等、各段階での体制の在り方について

改善してまいります。

2の2については、個別避難計画以降は担当課長からお答えします。

なお、マイナンバーカードにつきましても担当課長からお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 失礼します。教育長に就任して具体的にどう教育行政を進めていくかについてお答えします。

去る9月13日に総合教育会議においてご承認いただいた川根本町教育大綱にのっとり、教育行政を進めていきたいと考えております。つまり、ふるさとに積極的に関わり、ふるさとを誇りに思い、そして故郷のよさを発信する人、また自分や他者に働きかけ、相互に認め合い、共に力を合わせ社会に貢献しようと行動する人、そういう人たちの育成です。このような人づくりを目指し、まちづくりと連携させながら一体的に推進してまいります。

具体的には、これから作成します大綱にのっとり作成する2024川根本町学校ビジョン、これですが、これから皆さんのお手元にいくと思いますが、ここでお示ししたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） 大竹議員の御質問、個別避難計画の作成状況についてお答えいたします。

当町においては、災害対策基本法に基づき、震災や大雨の際に自ら避難することが困難な方を避難行動要支援者と位置づけ、避難の支援、安否の確認等を行うための基礎となる避難行動要支援者名簿と要配慮者支援計画登録台帳（個別計画兼同意書）を作成しております。

計画の策定は努力義務となっておりますが、当町は計画と内容が重複する要配慮者支援計画登録台帳（個別計画兼同意書）の作成をもって、個別避難計画と位置づけております。

次の御質問、必要な情報を確実に伝達するための具体的な対策についてお答えいたします。

現在、情報伝達については公式ホームページ、公式LINE、かわねフォンを活用し、情報を伝達しております。また、災害警戒本部、災害対策本部の体制等についての連絡は、自主防災会長への電話連絡や防災行政無線を活用し、行っております。

さらに、令和5年度から取組を始めました孤立予想集落への派遣職員等や、令和6年度からは空き校舎となった3避難所運営支援を目的に、避難所運営班を設け、災害対策本部との情報共有を確立し、避難所運営が滞りのないよう体制を構築しております。

大規模災害時の情報弱者を一人でも減らす観点からも、補聴器助成購入が必要だとのお考えとありますが、情報弱者対策につきましては、総合的に判断して今後の対応を検討させていただきます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、三つ目の御質問の一つ目、マイナ保険証による受診率の低迷等についてお答えいたします。

国民健康保険にあってはマイナ保険証登録率65.1%に対して、受診率が23.2%、後期高齢者医療にあっては登録率52.4%に対して受診率が13.6%となっています。これは過去に交付された国民健康被保険者証や後期高齢者被保険者証が現在使用することが可能となっているため、受診率が伸びていないものと考えております。町としては、役場窓口をはじめ広報紙、ホームページなどを活用し、周知の強化を図り、登録及び利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

続いて、二つ目の御質問です。

資格確認書の対象範囲と期限についてお答えします。

資格確認書は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方々に対して通知をされます。そして、被保険者資格を確認することとされております。

続いて、資格確認書の有効期限でございますが、現行の被保険者証の取扱いに準じて1年間となります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 川根本町教育大綱が承認されたということで、学校教育の重点施策の最初に、子供の主体性と多様性を踏まえて個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、未来と世界を指向し、川根本町の特色を生かした持続可能な義務教育の推進を図るとしてありますが、具体的にどういうことで、どういうふうにしようとしているのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） お答えします。

今議員に言っていたいた、子供の主体性と多様性を踏まえて個別最適な学びと協働的な学び、これを実現する場所は、本年度開講しました県内で2番目、3番目となる義務教育学校、もうこの義務教育学校の学びのシステムそのものが子供たちの主体性と多様性を踏まえた個別最適な学びと協働的な学びを実現する場所だと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 新学習要領で教育課程全体や各教科などの学びを通じて何ができるようになるかという観点から、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等学びに向かう力、人間性などの三つの柱からなる資質、能力を総合的にバランスよく育んでいくことを目指すとされていますが、石原教育長が歩んでこられたという日本イェナプラン教育協会の代表理事である濱大輔氏についても見学者が今多いということですのでけれども、そのイェナプラン教育との関わりはどのようになっているのでしょうか。伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 大竹議員の質問にお答えします。

今御質問いただいたイエナプランは、1920年代にドイツのピーターペーターゼンという学者が提唱した学び方があります。当時教育というのは、それまで模倣と反復と、そして賞罰、そういう教育がずっと行われて子供の教育が蹂躪されて抑圧されていたと。そこに人間の教育を取り戻そうという動きから生まれた教育です。イエナプランには20の原則というのがあります。その第一番に書かれているのは、一人一人はかけがえのない一個人として尊重されなければならない。私たちの町は、この第一の原則の人として一個人として尊重されなければならないという考え方をもう全ての教育活動の中に染み込ませ、それはもう教育だけではない、まちづくりも含めて一人一人が尊重される社会をつくり上げていく、こういうふうにイエナプランの考え方を町全体に広めていきたいなと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） クラスをできる子とできない子のグループに二つに分けて、何かできない子のグループに入ってしまった子供さんが、何か学校行くのが嫌になってしまったというふうな話も聞きましたけれども、ほかの子供というか、生徒と比べて優秀かどうかといった相対的な評価は実施しないというイエナプラン教育ですが、そのようなときにはどのような対応をしてこられたか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 義務教育学校の中でイエナプラン教育を進めていこうということで今スタートしたわけではありません。ですから、例えば今個別のお話がありましたけれども、それはイエナプラン教育をやって、そういうような弊害があったというよりは、それはもう学校の中の個人的なお話だと私は考えています。つまり、我々本町が目指す教育というのは、イエナプランの先ほど申し上げた20の原則の中の第一をまずはみんなで考えていこうと。子供一人一人を大事にしていこうと。そういう考えに基づいていくなれば、今の例えば私もよく事情は細かくは存じ上げていませんが、子供たちを二つに分けて、できる子、できない子と分けるというのは、イエナプラン教育とはちょっと違う。我々が目指していく川根本町の目指していくイエナプラン教育とはちょっと違う。もうそれは学校もイエナプラン教育を、繰り返しになりますが、進めていこうということではなく、それは学校の中で起こっているこれから解決しなければいけない課題だと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） いい大綱ができていているんですから、それについては人員というか、かなり細かく目を行き届かせるためには教員の数が必要だと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） お答えします。

確かに議員のおっしゃるとおり、学校の教育活動の中でもう学校だけで先生だけでいろん

な問題を解決していくというのは、確かに限界がある。それは本町だけでなくいろんなところでもそうです。ですから、本町は令和4年度から試験的に実施を始めたコミュニティー
スクール、具体的にはCSスタッフという方たちが組織して、そして様々な教育活動の中に
地域の先生方、いろんな技を持っていらっしゃる、知識を持っている先生方をどんどん学校
に導入しております。昨年度、そうやって学校に地域の方たちが入って子供と一緒に教育活
動を行った方たちは210名いらっしゃいます。それで、210名の方たちのお力を借りながら、
先生だけでは解決できない、先生だけでは手が足りない、また先生だけであるよりももっと
充実した教育ができるために、地域の皆さんのご協力を得ております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません。この中でAIとかICTなどの活用などはどのようにお
考えでしょうか。人格の完成とかというふうな言葉も何か書かれていたような気がするん
ですけれども、その辺をお伺いします。どのように使用していくかというか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 本町は本当に議員の皆様もご承知のとおり、今のGIGAスクール
構想の前からICTを導入して、県の中では本当に先進地としてICT教育を進めてまいり
ました。その中で、子供たちはもうICTは文房具。ICTは目的ではなくて手段、そして
子供たちが思考するために、より最善な思考ができるためのツールになっております。そ
ういうようなことを進めてまいりまして、そしてこれからはまたAIが入ってくるというこ
とで、AIはもう今まで子供たちが知っていたことがもう全部AIが答えてくれてしまう。
けれども、本町ではもう早くからAIが来ても大丈夫なような教育にシフトし始めています。
つまり、AIは絶対できないことは問いをつくるということです。問いをつくるというのは、
今自分はどうやって生きていったらいいんだろう、自分にとってこの町にとって必要なこ
とは何だろうと自ら考えることです。そういう問いをつくれるような子供たちを育てるとい
う教育を今この義務教育学校に向けて徐々に醸成してまいりました。ただ、まだ完全とは言
えませんが、これから義務教育学校において問いをつくれる子供たち、そしてAIも本当に文
房具として活用できるような子供たちを育ててまいりたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 教育のことはこれでちょっと終わりにして、先日震度2を記録した地
震の南海トラフ地震のことですけれども、何らかの関係があるといった情報などは関係当局
からは届いていなかったのかどうかを伺います。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） 今の御質問ですが、震度2の南海トラフ地震というふうにお
っしゃいましたけれども、震度2で揺れた先日の地震のお答えでよろしいですか。

○6番（大竹勝子君） はい。

○危機管理課長（中村裕好君） 因果関係等は伺っておりません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 今後、より高いレベルの警報や観測情報が出された場合には、どんな体制を取るのかといったマニュアルみたいなものは出て、計画というかそういうものは策定はされているんですね。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） お答えいたします。

町長の答弁でもございましたが、職員災害対応マニュアル、こちらが各種災害に対応するマニュアルであります。これは全職員で共有しています。

加えて、風水害については風水害対応マニュアル等、風水害が一番多く想定される災害でございますので、それについても全職員共有して運用しているところであります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 災害時要援護者に係る個別避難計画の策定は、今どこでつくっていらっしゃるのか。現時点で自主防災会に何か丸投げしているというような感じもするんですけども、少なくとも町としての進捗状況はどのように把握して、その策定をどういうふう to 早く終わらせようとしているのか、伺います、進捗状況を。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、大竹議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど危機管理課長からの答弁でもありましたとおり、個別避難支援計画等については民生委員さんを通じまして、その地域の中で同意を得た情報についてまとめたもの。また、個別計画につきましても、それをまとめたものを毎年講習をしながら民生委員さん、それから自主防災会の会長のほうに情報提供をし、その名簿等を基にしまして、各自主防災会の中でどのように対応していくか等を含めて検討していただきながら、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 情報弱者と一くくりに言っても、視覚が不自由な方とか、聴力が衰える方とは取るべき対策は違ってくると思うんですけども、それぞれの方の実情に合わせて必要な情報が確実に伝わるような対策をきめ細かく取っていく必要があると思うんですけども、民生委員さんがやっているのと、ケアマネさんとかが携わっている方とか、そういうのと、どういうふうな関係、連携が必要だと思うんですけども、どのように考えておられるか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 先ほど言いましたとおり、個別計画の中には例えば耳が不自

由であるとか、例えば目が不自由だよとかというような情報がございます。こちらのほうは各民生委員さんのほうに情報管理をしていただいております。その情報を踏まえまして、各自主防災会のほうとの連携を図っていただいておりますのでございます。

また、災害が発生してしまった場合においては、各個別の対応について健康福祉課、また高齢者福祉課の保健師等が個別の対応を図ってまいりますので、その辺を含めて実際の災害時においては対応させていただいておりますのでございます。

日々の中では、先ほど言いました名簿または個別計画を基にしまして、各自主防災会のほうで対応を検討していただいておりますのでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 耳の聞こえない方への補聴器の購入助成ですけれども、前回規定がはっきりしないということで、議会では反対になってしまったんですけれども、購入価格の2分の1で限度額補聴器の5万円くらいにしたら購入しやすくなるのではないかと思いますけれども、その辺がまだ議会のほうとしてもまだ賛成もいっていないんですけれども、その辺考えられることはありませんか。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、お答えをいたします。

毎年65歳以上の高齢者全員を対象に行う基本チェックリストに、今年度は日常会話で聞こえにくさを感じるかとの設問を加え、実態を調査をしてございます。この結果を踏まえまして、先ほど答弁もありましたとおり、高齢者の情報弱者対策の視点も含め、補聴器購入助成制度については検討してまいります。具体的にはまだ検討段階ということで、お願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 先ほど澤西議員もおっしゃっていたんですけれども、避難所に指定されている施設には非常用の発電機を設置したというふうなことが先日報告されたんですけれども、これはこれで明らかに前進だとは思いますが、停電が長期化するような場合は、発電機は燃料がなくなってしまうとそれで役に立たなくなってしまうんですけれども、規模はそんなに大きくなくてもいいんですけれども、ソーラーパネルと蓄電池をセットで夜間の照明や情報を入手するためのスマホの充電なんかができるような設備を各地区の公民館などに設置すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） お答えいたします。

発電機の燃料につきましては、給油所と協定を締結しております。そういった供給の体制のバックアップも一応用意をしているところであります。ソーラーパネル等々につきましては、今後の課題として検討させていただきます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 先ほど教育のほうで、学校給食のことを忘れてしまいました。今朝の新聞に卵が3割も上がったというふうなことが載っていきまして、お米の値上がりもやりくりを苦しめています。育ち盛りのお子さんを2人、3人と増えれば増えるほど、親御さんの苦労は大変だと思います。子供が町の宝というなら、その宝を守り育てていく親御さんたちにも町はもっと支援の手を差し伸べるべきだと思います。学校給食を無償化していくのは何よりも目に見える応援、励ましになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、やはり今物価のほう高騰している状況ですが、そちらのほうは学校給食費の中で何とかやりくりをして今年度はいきたいと思っております。

学校給食費無償ということなんですが、先ほど町長の答弁にもあったとおり、やはり子育ては学校給食だけではなく、ほかにもお金がかかることがあります。その中で、町としてどこにどのようにお金を使っていくかということを総合的に判断をしながら対応していくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 飛んで申し訳ないです。マイナンバーカードをめぐる問題ですけれども、政府は一人一人国民に個人番号を割り振り、それに対応したICカードを持たせて身分証明や住民票などを発行する際の個人認証その他に活用させようとしています。これに健康保険証としての機能を持たせて、これを使えばより高度な医療が受けられる、薬の二重投与が防げるといったメリットを盛んに宣伝しています。その上で、今度現行の紙の健康保険証を廃止して事実上カードの取得を義務化することまで決めました。

最近の報道によれば、マイナ保険証による医療機関窓口での資格確認でトラブルがあったと回答した医療機関は、全国保険医団体連合会の調べでは約8割に上っています。これはマイナ保険証による資格確認、いわゆるマイナ受診の割合が全国平均で10%を超えた程度の段階での数字ですけれども、今のところは医療機関側も保険証を持ってくるかと呼びかけておられます。患者の側も、マイナ保険証を持っていっても主には紙の保険証で受診するという方が圧倒的だという事情下の話です。

もしマイナ保険証か資格証明書のどちらかしかないという状況を考えた場合、マイナ保険証による資格確認がうまくいかなければ、一旦医療費の全額を窓口で支払うか、受診を諦めるしかなくなります。そもそも現在既にマイナ保険証と紙の保険証が併存していて、両方を持参することで重大な支障を生じるのを防いでいる実態があるのは明らかです。この両者が併存していることによる弊害といったものは一切伝えられていません。政府が進めようとし

ている紙の健康保険証を廃止してマイナ保険証への一本化を図ることに、何ら同意もないのは明らかと言うべきではないでしょうか。

これに対して町長に対して、紙の保険証の廃止をやめさせるような考えはお持ちではないでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほど担当課長が答弁させていただいたとおりに、受診率が伸びていないというのは、今現在使用していることは二つ使っているからそういうことだと思うんですよ、やはり。その中においとしてはこれらも役場窓口で広報紙やホームページ等を活用し、周知の強化を図ってまいりたいと。国の情報の中においとしてそういうことをやっていきますので、それはやはりで整えて、この町も進めていきたいとそんな考えであります。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） とりわけ紙の保険証の廃止については、今からでも中止するように求めるべきだと思うんですけれども、その辺は町長、全然そういうお考えはないということですか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 国の方針で進めてまいりたいというふうに思っています。

○6番（大竹勝子君） すみません、終わりとします。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） これで大竹勝子君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は13時からといたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は、川根本町議会傍聴規則第6条第2項ただし書の規定により、小学生以下の傍聴を許可いたします。

1番、佐々木直也君、発言を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 1番、佐々木直也です。

本日、9月26日はくつろぎの日ということです。昨年度の9月議会でも、26日に一般質問をさせていただいた際、ここで町長含む三役の皆さん、役場職員、もちろん我々議員もくつろいでいる場合ではないですよという話をした覚えがあります。

あれからはや1年がたちましたが、やはりまだまだくつろいでいる場合ではありません。引き続き、そして一層のスピード感を持って、町民の皆さんが安心してくつろげるまちを思いながら、判断を重ねていかなくてはならないなと感じております。

まだまだやること、やれることは盛りだくさんの落ち着かない状況が続きますが、しっかりと落ちがつくことを期待させていただき、通告に基づく一般質問をさせていただきます。

1、集落支援員の登用について。

過疎地域等に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下などの課題を抱えています。このような課題に対応するためには、集落の住民が自らの課題として捉え、行政が集落の状況に十分な目配りをした上で、施策を実施していくことが大切であると考えます。

その上で、このような過疎地域の課題の解決の一助として、総務省が集落支援員の登用を推進しています。川根本町でも積極的に集落支援員を登用して、町と連携しながら、集落の実情に応じた維持、活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織のサポートをしていただくのがよいと思いますが、いかがでしょうか。

大きな二つ目です。文化会館事業についてです。

来年度以降の文化会館事業の運営方法についてお尋ねします。

川根本町文化会館における自主事業の企画、公演等の実施のために、川根本町文化会館自主事業パートナーとして委託契約をしている業者との契約が今年度末で切れます。

質問の一つ目です。

現在の委託業者の提案により、町民有志が文化会館の運営に関わりを持つわくわく会議が設置されました。このわくわく会議がどのように機能し、どのような結果をもたらしたのか、教えてください。

(2) 来年度以降の文化会館の事業については、どのように考えておられますか。

大きな三つ目です。雨天時における三ツ星保育園、三ツ星学園の対策についてお尋ねします。

(1) 三ツ星学園の渡り廊下、雨天時の対策についての進捗はいかがでしょうか。

三ツ星保育園の園庭について、水はけが非常に悪く、雨天時の登降園の際に、保護者の方と園児が大変御苦労なさっていると伺いました。早急な対策をしていただきたいが、いかがでしょうか。

大きな四つ目、教育長の考えについて伺います。

以前、教育長の考えとして、子供を真ん中に置いたゼロ歳から18歳までの連続した子育て、教育の体制をつくっていききたいとの説明がありましたが、具体的に何をどのように進めていくのか、伺います。演壇からは以上です。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの佐々木直也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、一つ目の1番目、集落支援員の登用についてお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊は、地方への分散を目的に町外者の登用が条件ですが、集落支援員にお

いては、町内・町外問わず登用できます。集落支援員は、地域住民の自立を支援し、持続可能な地域社会を築くことを目的としています。

本町では、人口減少等により地区活動や地域コミュニティに支障が出てきている地域もあります。まずは、地域の課題は何か、また、地域にどのような支援が必要であるか、各課で情報共有し、何ができるのかを考え、他市町の状況を参考に、川根本町における支援員の在り方を検討してまいります。

次に、文化会館事業についてお答えします。

文化会館の自主事業において、委託業者である株式会社シアターワークショップと町が文化会館の自主事業をさらに魅力的にするため、わくわく会議を設置し、町民有志の方に参画していただいております。会議に参加されています皆さんの御意見をいただきながら、文化会館の自主事業の運営や参加されるアーティストの触れ合いができるなど、より身近になり、町民の方も参加しやすくなったと感じているところであります。今後、さらにPRすることにより、多くの町民の方に参加いただけることを期待します。

来年度以降の文化会館の事業につきましては、今年度の事業を検証し、さらに多くの方が来館される魅力ある自主事業を計画したいと考えます。

わくわく会議の検証及び来年度以降については、担当課長からお答えします。

3-1、3-2、三ツ星保育園につきましては、担当課長からお答えします。

4番目の教育長の考えについては、教育長がお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） ゼロ歳から18歳までを通した子ども・子育て教育の体制についての御質問にお答えします。

ゼロ歳から18歳までの連続した子育て支援、保育・教育を推進していくためには、土台・基盤となるプラットフォームが必要だと考えます。

私は、本年度、県内で2番目、3番目に開校した義務教育学校をプラットフォームとして機能させていきたいと考えています。

義務教育学校の最大のメリットは、一人の子供の育ちを9年間かけて見ることができることです。そして、そのメリットを生かした川根本町らしい学びの構築が可能となるところで

す。

2つの義務教育学校がその前のゼロ歳から6歳、そしてその後の15歳から18歳の学びをつなぐために、課の垣根、または学校の垣根を超えた連携に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） 2番目の一つ目のわくわく会議についてお答えいたします。

町民文化会館は、地域のニーズや要望を把握し、プログラムの充実や運営の改善に取り組

むことが重要です。地域住民や関係者の声を反映させながら、自主事業の目標を実現していくことが求められます。そうした中で、町民参加型のプロジェクト「わくわく会議」における意見を基に、事業者の専門的なノウハウ、芸術家とのコネクションなどを加味しながら、自主事業パートナーにおいて事業案を作成し、検討会議を開催した上で、事業を決定しております。

現在、わくわく会議がもたらしている結果といたしまして、会議での発言を実現することによって、イベントへの参加意欲が高まり、広報・集客面におきましても官民一体となった取組が進んでおります。

また、わくわく会議のメンバーの提案により、イベント時に子供たちの遊び場の提供や、楽器を常設展示することによって、喫茶コーナーに子供・子育て層が日常的に集まる光景が見られるようになりました。

2番目の二つ目の来年度以降の文化会館の事業につきましては、少ない財源負担で高い効果が得られる事業創出を目指し、自主事業のパートナーと連携しながら町民の声を聞き、町民参加型の事業や町内の活動している様々な団体、グループとの連携事業などを盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） それでは、佐々木議員の3番目の（1）三ツ星学園渡り廊下についてお答えをさせていただきます。

三ツ星学園の渡り廊下の対応につきましては、6月議会に質問いただき、現在は児童・生徒の安全確保のため、早急に対応できるよう、学校と情報共有を図りながら、最適な工法を含め検討しているところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、私のほうから、三ツ星保育園の園庭についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃる雨天時の園庭の状況につきましては、今月に入り、保育園のほうから報告を受けたところでございます。現在、通路の整備などに係る対応をどうするかについて、保育園と協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。

1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 先に集落支援員について、改めて質問させていただきます。

集落支援員という制度は、平成21年からスタートしています。当町では、今まで採用実績はないかと思うんですけれども、この平成21年というのは地域おこし協力隊と同じタイミン

グでの発足になります。集落支援員に想定されている人物像は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材とされています。つまり、地域おこし協力隊が外からの新しい風とすると、集落支援員は地元の熱意を生かすことを期待するもので、この2つの制度はまちづくりとしてセットで非常に考えやすいかと思います。

それで、川根本町内にも、熱意を持って自分のまちを盛り上げようと活動なさっている方がいます。お話を伺うと、地域のために活動するのは自分の好きでやっていることだからいいけれども、補助金の申請やそれに伴う書類等の事務手続、イベントの企画、運営などにかかるの時間がかかり、いつまで継続できるのか自信がない。これはもちろん手弁当だし時間も報酬が出るわけではないので、盛り上げたいんだけどもなかなか、今はいいけれどもちょっと難しくなるかもなという心配、そういうのが聞かれます。

地域のために頑張っていらっしゃる方が多数いらっしゃることで、そしてそれと同時にその方々がこのような心配を抱えていらっしゃることは、行政のほうでも承知していることかと思っています。このような方々の活動、そしてその抱えている心配に対し、町はどのように考えますか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 地域おこし協力隊、それから集落支援員、今、佐々木議員おっしゃったように、タイプが違う2つがあります。集落支援員というのは、本制度、確かに今うちの町にはないんですけれども、今後、地域のために活動していらっしゃる方がいるというのも、今お話があったとおりです。ただ、職員自体が集落支援員の制度をまずは理解する。そこを理解した上で、ではこの町にはどのような支援が必要か、また、町民は今現在どういった活動をして何を望んでいるか。それを解決するために、集落支援員制度は有効か否か、いろんな状況があると思います。その辺も職員でまずは情報共有をし、進めた中で、今後登用について考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今、地域にどのような課題がというふうなお話ありましたけれども、総務省のホームページに載っている集落支援員の活動について、全国の活用事例を見ると、その活動内容はかなり幅広いものです。幾つか例を挙げますと、地域の見守りや訪問等のすごく密着した活動、公民館運営をしながらの花壇の整備であるとか、田舎体験企画の運営、空き家や廃校の利活用、県内外の大学と連携しながらの地域活性化、子育て支援組織の運営、地域の皆さんが家庭菜園で作った野菜を取りまとめたの代理出荷、遊休農地の活用、鳥獣害対策、集落の草刈りなどがあります。

具体的な地域課題に向き合うパターンもありますし、あるものを活用して町を盛り上げようという活性化の企画のパターンもあります。生涯教育や社会教育に特化しているパターンもあります。それはまさに行政や民間の手が回らないところに対しての具体的で有効なアプ

ローチでないかと思います。

先ほどからほかの議員の皆さんがおっしゃっているような提案、意見、町の課題や心配事、高齢者の方々への目配り、気配り、あるいは防災、災害対応の観点でも非常に有効なアプローチではないかと考えます。

なお、集落支援員の報酬や活動費などは、地域おこし協力隊同様に特別交付税によって賄われますので、当町にとってはそういう意味でも有効な制度だと思います。

そのような有効な制度なので、利用しない手はありませんし、先ほどからほかの議員の皆さんもおっしゃっているように、手が回らないと。高齢化だったりとか、人口減少によって手が回らないところに対して、いてくれたら助かる人というのを国の制度で登用できるというのは非常に有効かと思うんですけれども、来年度からの登用というスピード感、ぜひお願いできないでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 支援員の登用事業、確かに佐々木議員おっしゃるように、いろいろ幅広く使えるのはこちらも認識しております。今、都道府県、全国にこの支援員ですけれども、専任と兼任とございます。専任につきましては、全国で379の都道府県で2,214名で、兼任につきましては、115の団体で2,922人、静岡県におきましては、専任で4団体、20名の方が登録されております。今、静岡県の中でもっと具体的に言いますと、静岡市で10名、浜松市で6名、そして島田市で1名、小山町で3名。

今、確かに佐々木議員おっしゃるように、幅広いことに使えると思います。でも全国でこれだけいてこれだけ幅広い活用ができるのに、これしか登用がないというのも、ちょっと勉強不足ですみません、そこまでは勉強しておりません。

ですので、使えるものは当然佐々木議員言うように、使っていくべきだと思います、財政力のことも考えて。ただ、これだけ普及していないというか、そういった原因を調べる必要があると思います。7年度予算どうだと言われて、今分かりましたというわけにはいきませんけれども、早い段階で登用のほう検討していきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） かなり前向きでいろんな情報を集めていただいているのはよく分かりました。

今、専任と兼任という言葉がありましたけれども、専任は当然今言ったような地域の集落に対しての活動に従事すると。兼任というのが、民生委員だったりとか、区長さんですね、自治会長さんというものがそれになるというのが兼任という扱いだと思うんですけれども、ある町によっては、区長さんを全部それにしてしまうというようなところもあったりするので、本当に考えようによってはいろんなパターンがあるかと思います。

先ほど多分僕がこれは個人的な、それこそ調べがついたわけではない予想なんですけれども、集落支援員の採用数がそんなに全国的に見てすごい活発ではないというのは、多分地域

おこし協力隊のほうが有名というのもありますし、また、地元密着型というのがある意味でハードルが高いんじゃないかというふうに印象があります。

なので、先ほど前半に話ししましたが、この町で既に地域のために頑張っている方、あとはもう地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した方、もう既にやっていたらっしゃる方というのをこれに登用することによって、金銭的な面をサポートしてあげるだったりとか、その動きの勢いを失わないというところが結構具体的な僕の今提案しているイメージです。外から人が来るというよりも、今頑張っている方をそういうふうにしてあげるといってあれなんですけれども、そういうのがあるんですよという紹介をすることによって、その人たちのやる気を持続させて、町の活性化をより一層高めていきたいという思いがありますので、ぜひ引き続き情報を集めていただいて、積極的な登用、試験的な登用でも最初はよろしいかと思うんですけれども、スピード感を持ってやっていただくのが定住・移住対策としても非常に有効かと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 有意義な質問いただきました。これから検討していく課題だと思うし、地域おこし協力隊もいろいろやっていますので、いろんな方向の中で今後考えて、先ほど言ってくれた移住定住、そういった問題もいろいろあるかと思いますが、演壇で回答しましたけれども、支援員の在り方を検討してまいりたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 集落支援員、実は地域おこし協力隊の任期が基本的には最大3年という中で、その終わった後の受け皿という形で利用なさっているところもたくさんありますので、今いらっしゃる地域おこし協力隊の方がこの町に残った場合、すぐに事業を立ち上げられないというときに、その事業を継続して、今、地域おこし協力隊でやっていただいたことを継続するという考え方もできると思いますので、そちらの方面からもぜひよろしくお願いします。

では、次、文化会館事業についてお尋ねします。

文化会館事業の再質問に当たり、大前提といいますか、大きな部分について伺います。令和4年の9月議会で、私、この文化会館事業について質問したので、その部分でちょっと引用させていただきたいんですけれども、文化事業というのがまちづくりとも非常に密接に関係している中で、町長はその文化会館事業のパートナー事業者について選ぶ基準があるのかという僕の質問に対して、自分のほうからは、課長に指示というのは出してないんですけど、非常に重要なことなので、町長自身が思うことの中においてどうするか、そういった思いも絶対私も組み入れてやっていきたいという回答がございます。

一方、文化会館事業というのは社会教育課の事業でありますので、教育長部局という部分もあると思うんですけれども、現時点で来年度の文化会館事業につきまして、町長の考えで牽引するのか、あるいは社会教育課の管轄を持っている教育長が牽引するのかというと、今

のところどちらのイメージでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） イメージと言われましたらなんですけれども、社会教育課のほうの担当部門が多いものですから、佐々木議員、この前質問のときに私もそう答えたと思います。要はわくわくするようなことをやっていただきたいということ、ならわくわく会議というものをつくった。その中に置いておいて、これから先、どちらの牽引に重きを置くかといえ、やはり中心になってやっていただいているものですから、そちらのほうで牽引してやっていただきたいと思います。私の意見は私の意見として、課長もよく聞いてくれますので、そういった思いの中で、いろんなことを伝えながらやってまいりたい、そういった思いであります。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 現在、文化会館の事業を企画、調整、運営については、自主事業パートナーが委託を受けて実施しているのが主ですが、今後もこのままの形態というのは差をつけて、パートナー事業者を探して、運営を委ねていくという考えで引き続き続けていく予定でしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

来年度以降につきましても、自主事業パートナーと連携をして、魅力的な多種多様な事業を展開していきたいと考えておりますので、来年度の公募型のプロポーザルを実施いたしまして、実施事業パートナーを決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 今、わくわく会議の実績とお伺いしましたけれども、私もわくわく会議に先日参加させてお話を伺わせていただきました。かなり熱心に町のため、町民のため、子供たちのために思って意見を交わしていらっしゃいました。

先ほど述べましたが、現在委託している自主事業パートナーの事業者との契約は今年度末までです。来年度に向けて公募をかけるに当たっての条件に、当町にはわくわく会議というようなものがあるということを踏まえて、公募事業者を探していただくと。次の事業者が今の事業者でなくなったとしても、わくわく会議が存続できるような考え方をしていただければ、この町での文化会館に対しての町民の思い、考え方などがより醸成され、文化会館事業の魅力化、充実化につながるのではないかと考えます。

さらに、私はできれば町民が文化会館での事業について面白がって、熱を持って自主的に企画、運営できる形が理想だと思います。なので、わくわく会議は自走するというか、町民が企画、運営していくというような形が最終的には理想だと思うんですけれども、町としてそういうふうな形を目指すというのはお考えとしてどうでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 社会教育課長、大村泰子君。

○社会教育課長（大村泰子君） 町民文化会館の運営には、町民の意見を反映させることが不可欠だと思っております。そうした中で、今年度行っておりますわくわく会議、こうした町民からの要望や提案を積極的に取り入れることで、よりよいサービス提供につなげていけると考えておりますので、来年度以降の自主事業のパートナーにおきましても、このような町民の方から意見をいただくような場を設けてほしいということで、要綱のほうには設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 今、文化会館事業、町民参加というものが来年度以降も期待できるということで、非常に引き続き楽しみにしております。

ちょっと話は飛ぶんですが、教育長というか、町の教育に対する考えというところでちょっと伺いたいんですが、これも令和4年の私の一般質問からの引用なんですけれども、今の教育、これからの教育という部分で、2016年のG7、倉敷で行われた教育大臣会合において、日本の大臣が、これからはSTEAM教育だと。これはOECDでも言われています、STEAM。STEAMというのは、サイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、アート、マスマティクス。教育の中にアートというのが重要で、これからやっていかなければならないことである重要なことであるということが、各国の首脳、あるいは世界の経済を引っ張っていつている方々の考えとしてあるというのが、ほぼ10年ぐらい前からうたわれております。

そんな中で、文化会館事業というものがこの町の義務教育学校、先ほど教育長、プラットフォームというような言い方されましたけれども、この芸術文化という部分について、アートという部分について、教育長は学校の中にどういうふうに取り入れていくという考えはございますか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） いろいろ先行の事例を見ても、もっと言えばイギリスでは、もう演劇だとかそのアートというのが本当にカリキュラムの中に組み込まれていて、そこでいろいろな子供たちを解放させたり、そういうふうな教育的な効果を上げているんですが、積極的にアートの部分はこれから取り入れていきたいなと思っています。

令和4年度にはごろも財団の補助を受けまして、そしてアーティストが学校に来て、そしていろいろな造形をつくったり絵を描いたりというようなワークショップを行いました。そのときの作品をその年の文化会館の作品展でも披露させていただいたりして、町民の皆さんにも見ていただきました。やはりアートというのは教育には欠かせない分野だなというふうに考えています。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 先ほど大竹議員の質問の中に、A I使ったりI C Tの話ございました。当然A Iというものも学校教育の中に入ってくるという中で、学習指導要領も数年前にがらっと変わって、これからはという部分で大分変わったところなんですけれども、A Iができたことによって、今まで教科書に載っていた勉強というものが調べりゃ分かるということに随分なってしまうと。なので、そういうことを、かつて従来どおりの教育をやっていると、大量の失業者をむしろ生み出してしまうという状況になってきて、今、教育の過渡期なので、なかなかイメージするのが難しいんですが、覚えることはA Iに任せてしまうという中で、まさに今アートという部分が重要になりますし、A Iの使い方というのは、A Iにどう聞くかということの能力につながってくると思いますので、問題の答えを聞くのではなくて、どういうふうに自分が質問したら自分の思う答えが出てくるのか、知りたい答えが出てくるのかという質問力みたいな部分に変わってきているというところですので、これはまさにアートだったりとか、芸術文化から得られるエネルギーというのが非常に大きい部分だと思いますので、この文化会館事業について、本当に教育的観点からも踏まえて、教育長がぜひこの町の色として引っ張っていただければと思います。

引き続き教育長へ質問を続けさせていただきます。

9月13日に総合教育会議があったということですが、この町の総合教育会議、年間何回行われておりますか。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 総合教育会議、担当総務課でございますので、私のほうから申し上げます。

議案があったときに開催して、特に学校関係の条例とか重要な事件があったときに開催されます。また、昨年度は一度公明の関係で開かせていただいて、本年度は1回、9月13日に開催しております。例年によりますと、1回から2回くらい。あとは事案によっての開催になります。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 総合教育会議の建前といいますか、行政と教育行政のところの間とか、意識を統一していくというような意味合いだと思うんですが、これは以前から僕、一般質問でも2回ぐらいしているんですが、保育園や放課後児童クラブを管轄する健康福祉課というものを総合教育会議に入れていただくと、よりそういう教育長のおっしゃるゼロ歳から18歳までの連続した子育て、教育というものに形式上かもしれませんが、なるのではないかなと思いますが、総合教育会議に健康福祉課を入れるという考えはいかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 総合教育会議のメンバーは町長、教育委員ということになって、そのほかに関係者が参加できるということになっておりますので、先ほど言ったゼロ歳から

18歳までの関係課等は総合会議のほうへ同席することは可能ですので、今からの教育大綱に沿った意義ある総合教育会議にしていきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ぜひ必要なときというよりは、本当に情報共有だったり、これからどうやっていこうという具体的な作戦会議という場としても総合教育会議、全国の市町村の平均回数が年間1.3回ということで、大体川根本町と同じ感じで、必要なタイミングで開かれていることだとは思いますが、教育に熱心な町ということであれば、それこそゼロ歳から18歳までというのは何層にも分かれていることなので、意思の疎通というのは常に大事なことだと思いますので、回数というものも何回か、4か月に1回、3か月に1回とかそういう感じで定期的にやっていただくほうがいいかなと個人的には思いますので、やっていただきたいなと思います。

今、入学前の子供たちについての話は今させていただいたんですけれども、すみません、もう一つです。先ほど教育長、入学前等の子供と義務教育学校を卒業した後の子供の間に立つプラットフォームとしてというお話ありましたけれども、まずは当町にある保育園との連携といいますか、そこら辺の接続という部分については、具体的にどのようなアイデアがございますか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） まずは、例えば総合的な学習だったり、子供たちが生活科の時間だったり、そういうところに例えば保育園とか幼稚園訪問して交流をやるというのもあると思います。私が以前勤務していた中川根第一小学校では、ウォーキングでフィールドワーク、みんなでこういうふうにする、みんなで縦割りでいろんなところへ行く活動の中に保育園というのを組み込んで、子供たちと保育園の子たちが交流する場もありました。

それと、これは学校の中心活動じゃないんですが、例えばコミュニティースクールを中心にしまして、昨年度、一昨年度も取り組んでいた赤ちゃんサロンというのを、赤ちゃんサロンというのはどういうものかという、学校に子育て、まだ本当に生まれたばかりの子たちだったり、まだ就学前の子たち、その子たちをお母さんが図書室とかに連れてきて、そしてそこでちょっと赤ちゃん体操とかやるんですね。そうすると、その場に小学生が来て、赤ちゃんを抱っこしたり、休み時間に触れ合ったりという活動がありました。そういう活動を意図的に増やしていきたいなというふうに考えています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 子供たちの接続というのか、保育園から義務教育学校に入ったときというものに対してのアプローチはいろいろありますし、同じ保育園で育っている子がみんな同じ学校に行くって今の体制ですので、そこまで心配事は少ないかと思うんですけれども、僕がお伝えしたいのは、この町の義務教育学校は、というかこの町の教育はこういうふう子供を育てたいんですよというのを保育園の先生にも知っていただきたいということなんで

すよ。この町の教育ってこういうふう子供を育てていきたいんだなという展望を、保育園の先生がそれに具体的なことをするわけじゃなくても、それを知っているだけで多少日頃の態度というのか、言動とかが変わるのかもしれないし、そういう意味で町で一貫した教育の体制というものを期待するということなので、そのあたりについてもう一度伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） とってもいい御提案いただきまして。

今までそういうことを意図的にやってきたかというのと、やってこなかったんではないでしょうかね。ただ偶発的というか、たまたま一緒に学ぶことがあったりしました。そういうことはあったんですが、何のためにそういう研修やるのかというのを、意図をはっきりして、つまり、ゼロ歳から18歳までのずっと連続した教育をこの町の一つ、子供に生まれたからには、またこの町に来たからには責任を持ってみんなで見てきましょうという流れ。そういうのを保育園の先生と確認する場を、これから研修の中にも意図的に盛り込んでいければなどというふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） ぜひそうしていただくと、この町の教育というのが一層よりよいものになるかと思います。

その9年間の義務教育学校の後、この町には川根高校がありますけれども、こちらとの関係性の構築についてです。つまりはこれ、県教委との話し合い等を重ねなければいけないと思いますし、かなり今の状況から考えると、急務だと思います。急がなければならないと思います。

教育長は具体的なスケジュール化や段取りについて、川根高校についてお考えはございますか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 実は私、教育長に就任して県のほうに挨拶に行ったところで、高校教育課の方たちともお話をさせていただいて、そして今、本当に県の池上教育長をリーダーシップに、今かなりいろんな地区ごと、エリアで高等教育どうしようかというようなことが進んでいます、協議会を開催して。令和6年度から、志太榛原地区のそういう協議会が始まります。そして来年度に年3回か4回、そういうふうにみんなでどういうふうな高等教育やっていこうか、どういうふうな町に関係する高校をつくっていこうかという話し合いをするということです。

それと、川根高校はこれからどういうふうにあるべきだという考え方なんですけど、これは私と課の中では共有していることなんですけど、これからはやはり地域の学校として生き続けてほしいという願いがあります。そのためにはやはり地域の中でちゃんと認知されて、そしてすてきな高等教育をやっているという、そういう川根高校を住民の皆さんも含めてみんなでつくっていくという、そういうことをやっていきたいなと。それも自分の一つの大きな仕

事だと思っております。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 非常にその思いは、かつての教育長、皆さん恐らく思っていたんですね。高校との関係性であったり、高校に期待するものだったというの、そういう部分だと思うんですけども、より具体的に、いつまでにこうしたいとか、スケジュール感や段取りについて。例えば来年度末まで、今年度末までにこういうふうにしていきたいというような考えというのは今のところどうでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 今申し上げたように、これは県の高等教育課と高校課と連携の下、進めていくことなので、そのスケジュール感についてはこちらの個人的な考えを述べることはできませんが、早速まだ日にちは公にはなっていませんが、県の教育長が川根本町を来校して、そして川根高校も見て。

ですから、これは本当に川根本町だけでやっていることではないので、今本当に申し訳ありません、具体的な、日程的な感じは御説明できませんが、ただ、そういうふうな動きが今もう県を挙げて、県も協力していただいて動いているということだけはお伝えしたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 引き続き川根高校との関係性であり、県教委との具体的な話合いというものはぜひ重ねて行ってほしいと思います。

川根高校吹奏楽部であったり、郷土芸能部、よく町の小さなイベントでも出張してよく発表といいますか、出てくれています。そこに校長先生もよくいらしているんですね。なので、町へどういうふうに関わっていくかであったりとか、できる限りのことはやろうじゃないかという意気込みがある方だと思いますので、なかなか管轄が違うところで話を具体的に進めていくのは難しいことかと思うんですけども、この町の教育体制にとって非常に重要なポイントだと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

ゼロ歳から18歳まで、先ほど保育士さんであったりとか、そういう方にも、もちろん保護者も含むなんですけれども、そういう方々にこの町の教育というのはこういうものを目指しているよ、プラスこの町の教育ってすばらしいじゃないかというような話を外の方に見ただいて、御講演いただくということ、昨年度企画というか提案させていただいて、昨年度文化会館で鈴木寛先生という教育界の巨人がいらしてくれて、この町の学校を見て回っていただいて、教員に対しての講演であったりとか、また、町の人、保護者の方々への御講演というのをさせていただいたんですけれども、非常に効果的だなと思いました。

外の方がこの町の教育について語ってくれる。現状、全国から見てこの町はこういうことをやっていてすばらしいんですよというのを外から言っていただくというのは非常に重要な、効果的なことだと思いますので、ぜひ今年度もそんなような、形式は別として、教育的な

講演会、町の人に対して、教員に対してしていただければ、そういうものを開催していただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 教育委員会の関係なんですが、これを毎年度予算のほう、講師料として上げさせていただいております。本年度も実施の予定でいます。ただ、内容とか時期等については、今後学校と協議をしながら決めていくという段階となっております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） ありがとうございます。

質問は以上となります。冒頭、本日 9 月 26 日はくつろぎの日なんていう話をさせていただきましたが、もう一つ、9 月 26 日という日について、私たちに関係することがあったので、終わりに当たってお話させていただきます。

9 月 26 日の誕生花、お花はラバテラという花で、和名をハナアオイと言います。花言葉が、奉仕の心や豊かな緑、その意味から、役場に植えているところもあるそうです。奉仕の精神を持つということは、他人や社会のために尽くす心の在り方を指します。自分の利益や欲求にとらわれることなく、誰かの役に立ちたいという思いを持ち、他者に寄り添い、助けることを大切にし、そして実際に行動に移すことです。私たちがそのような心で町民の皆さんのことを考えて判断を重ねたその先に、きっと豊かな実りが、安心してくつろげる町があると考えております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） これで佐々木直也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。14 時より再開をいたします。

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 2 時 0 0 分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番、中澤莊也君、発言を許します。11 番、中澤莊也君。

○1 1 番（中澤莊也君） 11 番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問を行います。

その前に、9 月に起こりました能登集中豪雨で亡くなられた方、被災された方に心からお悔やみ申し上げたいと思います。心が折れるということが被災者の中から出ていたそうですが、七転び八起きという言葉があります。言葉で言うのは簡単ですが、もう一度気持ちを奮い起こして、復旧・復興に向かっていただけたらというふうに思っております。

そして、今日 2 時に判決が下されます袴田事件については、無罪の判決が出て、検察官が

控訴しない、そんなことになっていただいて、袴田さんが本当の自由人になっていただくことを心から願っております。

それでは、質問を始めさせていただきます。

質問事項は、所有者不明（土地・建物）対策について、相続放棄された土地等の対策について、エコツーリズムの推進について、行政の考え方等を問うものであります。

最初に、所有者不明対策について質問を行います。

近年の少子高齢化を背景として、不動産登記簿や住民票、戸籍などで調査を尽くしても所有者が判明しない土地や、所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地が全国的に増えております。国土交通省の2021年度の調査によると、不動産登記簿上で所有者が確認できない土地は全国の土地の約24%にも上り、面積は九州に匹敵するという結果が報告されております。所有者不明土地は、公共事業や災害時の復興事業、民間取引の支障のほか、管理不備による土砂流出、地域の環境、治安の悪化といった問題を生じさせるおそれがあります。国は、このような状況に鑑み、令和5年4月27日から相続土地の国庫帰属制度を施行し、令和6年4月1日からは相続登記を3年以内に行うことを義務化し、違反者には10万円以下の過料を科すという罰則規定を設けることなど、国も喫緊の課題として所有者不明土地問題に取り組んでいます。

高齢化が50%を超え、後期高齢化率に至っては県下で唯一30%を超える、高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が年々増えている我が町にとっても、早急に対策を講ずべき喫緊の課題と捉え、所有者不明土地対策について、3点の質問を行います。

1点目は、所有者不明土地等の適正管理のため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等により、地方公共団体の長として町長は不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し出る考えを持っているかどうか。

二つ目に、町民に対して、国庫帰属制度や不動産登記法等の改正の内容をどのように説明し、周知していくか。

三つ目は、所有者不明土地の問題の解決には、まず地域の実情を知ること、固定資産課税台帳等の資料の整備は欠かせないものと考えます。その取組について伺います。

次に、相続放棄された土地等の対策についての質問ですが、地域において相続放棄された土地や建物が周辺的生活環境の悪化を招き、防犯上の問題を生じさせている状況が見られます。少子高齢化の流れの中で、相続放棄される土地や建物は今後も増えていくものと予想されます。相続を放棄したからといって財産管理人が指定されるまでは法定相続人に管理義務が残るということをやはり町民に周知させていく努力や納入の見込めない固定資産税の賦課徴収の事務の改善も必要であると考えます。所有者不明土地の問題とともに、我が町にとって大きな問題で早期に解決しなければならない喫緊の課題と捉えます。

4点の質問を行います。

相続放棄された土地等に係る固定資産税の課税等はどのように行われているのか。

二つ目、固定資産税を賦課する基礎となる固定資産課税台帳の整備はどのように行われているのか。

三つ目、固定資産税に対する不納欠損の考え方と今後の取組について。

四つ目、相続放棄された建物が特定空家等と認定された場合、どのような措置を取られるのか。

最後に、エコツーリズムの推進に欠かせない自然や文化、歴史をツアー参加者等に伝えることのできる専門的知識、スキルを持ったガイドの養成は喫緊の課題であります。養成講座等の開設にもかかわらず、なかなかガイドが育たない状況にあります。町は、このような状況をどのように捉え、今後ガイド養成に向けてどのような取組をしていこうと考えているのか、4点の質問を行います。

1点目は、ガイド養成講座の実施状況と成果、課題、今後の取組について。

二つ目は、エコツーリズム推進団体やエコツアーガイドへの支援をどのように行っていく考えであるか。

三つ目は、町の認める公認ガイドとはどのようなものであるのか。私は、これは山口の萩なんかで例えば高杉晋作の実家を案内してくれたり、松下村塾、そういうようなものの歴史的説明をしてくれるガイド、その人が観光協会に根づいてガイドをして、常に必要なときに対応してくれる、そんなことを考えていますが、町の考え方を伺いたと思います。また、その育成と活用の方法についての取組も伺います。

最後に、エコツーリズム推進に欠かせないインタープリター、通訳者というように訳されるんですが、こういう人たちの自然の声を、風を、参加者の方、体験者の方に伝える方をどのように発掘して、どのように育成していく考えであるかということを伺いたと思います。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待いたしまして、私の最初の質問といたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、お答えさせていただきます。

質問事項1番、2番の所有者不明及び相続放棄された土地等の対策についてお答えします。

人口減少に伴い、空き家及び土地の管理については全国的な問題となっております。本町におきましても空き家バンクや様々な補助金の創設により対策を講じておりますが、解決には至っておりません。国におきましても、法改正により施策を講じておりますが、自治体においては空き家や土地に係る債権等の問題により進まない状況であります。今後も法改正の動向を注視し、全国の事例等を参考にこの問題に取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては担当課長からお答えします。

次に、エコツーリズムの推進についてお答えします。

エコツーリズムは、議員御承知のとおり、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を来訪者に伝えることによりその価値や大切さが理解され、保全につながっていくこ

とを目的とするものです。

来訪者の地域資源への深い理解と自然体験などをしていただくため、本町は平成20年に川根本町エコツーリズムネットワークを設立し、平成28年4月からは一般社団法人エコティかわねとして独立し、町と連携し、エコツーリズム事業を推進しております。

近年のアウトドアブームとともに、地域の自然や歴史文化などに触れたい、体験したいというニーズは高まりを見せております。しかしながら、ガイドの人材不足、インバウンドへの対応などの課題があります。課題解決に向けて、エコティかわねと検討していきたいと考えます。

詳細につきましては担当課長よりお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、中澤議員の御質問にお答えします。

まず、一つ目の1番ですが、所有者不明土地等の適正管理についてお答えします。

課税上、把握している所有者不明土地のほとんどが債権事情により相続放棄をされております。相続放棄された土地や建物の所有者に滞納があった場合、利害関係者によって家庭裁判所に財産管理人の選定申立てを行い、相続財産管理人が選定されることで被相続人の財産を清算していくことになります。そのような場合、多額の債権を抱える金融機関等が申請を行うケースがほとんどとなっています。そういった状況により、現段階では町として積極的に申し出るという考えはございません。

続いて、1の2番目になります。

国庫帰属制度や不動産登記法等の改正内容の周知についてお答えいたします。

相続等により取得した土地を手放し、国庫に帰属させることで所有者不明土地の発生を予防する制度が令和5年4月に施行され、令和6年4月からは相続登記の申請が義務化されています。今後、これらの内容を丁寧に説明するために、ホームページやチラシ等により周知することとしております。相続登記の申請義務化については、静岡地方法務局藤枝支局主催で個別相談会を10月11日と28日に当町において実施する予定です。

続いて、一つ目の3番目、所有者不明土地の実態の把握と台帳整備についてお答えします。

所有者不明土地などの実態把握は、法務局との情報連携を強化し、課税台帳の管理を行っていきます。あわせて、先ほど述べました相続登記の申請義務化など周知をして、所有者不明土地の解消に努めてまいります。

続いて、二つ目の1番目の相続放棄された土地等に係る固定資産税の課税についてお答えをいたします。

相続放棄された固定資産の場合、一旦送った納税通知書が町に返送された後に、公示送達によって納税義務が成立することになります。

二つ目の2番です。

次に、固定資産評価台帳の整備についてお答えします。

固定資産税の賦課に当たっては、登記情報の確認と現地調査、これらを行い、課税システムを用いて台帳管理を行っております。

続いて、二つ目の3番になりますが、固定資産税の不納欠損の考え方についてお答えをします。

財産調査等を行い、徴収可能なものは徴収し、滞納処分停止措置基準を基に不納欠損すべきものは処分していく、そのような考え方です。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） それでは、大きい2番目の四つ目の特定空家として認定された場合の対応についてお答えをします。

特定空家等の認定につきましては、空家特措法に基づき、川根本町空家等対策協議会において協議し、認定を行います。

措置につきましては、2023年4月から施行されました改正民法による法的手続に基づき進めてまいるところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、坂本喜弘君。

○観光交流課長（坂本喜弘君） それでは、私のほうからエコツーリズムの推進についてお答えをさせていただきます。

初めに、ガイド養成講座についてお答えをいたします。

ガイド養成講座につきましては、町からエコティかわねに業務委託を行っており、過去3年間で延べ24回の養成講座を行い、延べ164名の受講がありました。散策、カヤック、SUPなどガイド人材の育成を目的に実施しておりまして、ガイドの数は毎年2から3名増加しているところでございます。しかしながら、ガイドを副業として行っているため複数のツアーに対応できないという課題があります。今後の取組といたしましては、ガイド養成講座を受講した方への働きかけや現在のガイドのスキルアップと人材発掘をエコティかわねと連携し取り組んでまいります。

次に、エコツーリズム推進団体やエコツアーガイドに対する支援につきましてお答えいたします。

推進団体でありますエコティかわねには、先ほど申し上げたガイド養成講座を委託しておりますが、その他補助金などは支出しておりません。

続きまして、町の認める公認ガイド、その育成と活用の方と取組についてお答えをいたします。

町には、公認ガイドの制度はありません。南アルプスユネスコエコパーク登録、日本で最も美しい村連合に加盟している本町にとりまして、継続的にエコツーリズムを支える人材を育て、地域全体に広げていくことは必要であると考えております。先ほど述べましたように、

エコティかわねと連携し、ガイド養成に取り組んでまいります。

最後になります。エコツーリズム推進に欠かせないインタープリターの育成と発掘についてお答えをいたします。

エコツアーをガイドするに当たり、観光スポットの説明だけでなく、歴史、文化などを併せて行うことは、参加者への深い理解を助長いたします。町内には、歴史、文化、産業などに精通した人材がおります。このような方々との連携、ガイド同士の交流を通じて、知識の伝承等により育成を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、最初のまず所有者不明土地対策について再質問をさせていただきます。

財産管理人については、今北村税務住民課長のほうから積極的には相続財産管理人の選任の申立てはしないよというお話がありました。以前、鈴木町長のときもこの相続管理人については質問をさせていただいたことがあり、一つの方法、手段としては有効なものではないかという御答弁をいただいておりますが、町長はこの相続財産管理人について、どのようにお考えを持たれているのか伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 以前、鈴木町長のときに、たしか議員はそういった質問されていたと思います。私も聞いておりますけれども、いろんな意味でまだ、法制度の改正とかいろんな問題あるかと思しますので、その辺も国との中でいろんな法制度の改正、そういったことも含めて、今後の対応をしっかりと見ながら努めていきたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 先ほどの財産管理人の関係ですが、金融機関等は債券持たれていて、大きな債権持っていらっしゃるので、利害関係人として家庭裁判所に申立てをし、財産管理人を選任するという例があるわけですが、やはり地域環境の悪化を招くおそれがあるような場合は、お金は30万から100万ぐらいかかるわけですが、そういうものについてもやはり町は積極的に私は関わっていく必要があるんじゃないかというふうに考えますけれども、その辺について、お考えを伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） ただいまの御質問についてですけれども、特定空家に認定した建物につきましては、やはり今後の業務を遂行するための手段として不在者財産管理人の選任については申し出ることを考えていきたいと思っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 特定空家のことは、今課長が説明してくださったように、本当に今後の災害時においても非常に支障を来す例が出てくるというふうに、これは全国的なことか

ら見ても分かると思いますが、積極的な財産管理人の選任に努めていただければというふうに思います。

国庫帰属制度、2番目であります。国庫帰属制度とか不動産登記法の改正については、やはり丁寧な説明が必要であるというふうに考えますし、先ほど課長の答弁でチラシやホームページを使って周知をしていきたい、法務局による個別の相談があるということですが、町においても積極的な、地域に出向いてでもこのような制度の周知は必要だというふうに考えますが、その辺について、考えを伺います。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、お答えします。

やはり、議員おっしゃるように、土地に対して要件がございましたり、負担金が発生するなど、国庫帰属制度もやはりチラシやホームページで十分でない場合があるかと思います。その辺につきましては、どのような方法で説明するのが一番よいかどうかというのを検討し、まずはホームページやチラシ等を用いて情報を伝達したい、そのように考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 一つ目の3番目の再質問になりますが、実態の把握ということで、所有者不明土地がほとんど債権の事情によって、債務を持っていらっしゃって、そういうもので所有不明土地が多いというお話がございましたが、その辺について、今実態の把握というのはどのようにされているのか、現状、分かる範囲で結構ですので、説明をお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） 先ほども申し上げましたとおり、法務局の登記情報というものが非常に重要となっておりますので、そういったものをしっかりと確認するだけではなくて、常日頃から法務局と連携をする、深めることによっていち早くそういった情報を把握して課税に反映していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、法務局との連携ということですが、この相続財産管理人の選任については家庭裁判所が大きな権限を持っておりますので、そういうところからの情報提供、連携の強化というのも今後必要ではないかというふうに思います。家庭裁判所との連携を今後努めていくことを求めます。

2番目の相続放棄された土地等の対策について再質問をさせていただきます。

相続放棄された土地についても納税義務者というのが残っていて、固定資産課税台帳に残っている方に、先ほど課長の説明があったとおり、課税通知を出して、公示送達やった後、納税義務が発生するということですが、それを毎年繰り返すわけですね。行方不明者で債権の回収ができないということで不納欠損をされるわけですが、事務的にもあまりにも煩雑

であり、その辺の回収というのは法的にはなかなか難しい面があるかもしれませんが、やはりやっていく必要があるのではないかと感じますが、その辺について、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） やはり相続放棄された固定資産につきましては、納税管理人等がつけば徴収につながるわけですが、そういったところまで至らないものにつきましては、地方税法の第15条の7に規定されてございます滞納処分停止措置基準を基に執行を停止し、その3年後不納欠損をしていく、そういった手続を取っていくということで考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 不納欠損の考え方は決算委員会の中でも説明がありまして、法に基づいて適正にやられているというふうには判断します。例えば、生活保護になった方とか施設に入っている方、そういう方たちの不納欠損というのは当然やっていくべきであるというふうに考えますが、相続放棄された土地に対しては相続人が実際にいるわけですね。ただ、相続放棄すると納税義務がなくなりますが、でも不納欠損をするという考え方は、債券、借金を棒引きにするという考え方と等しいわけだと思うんです。自分がもしお金を100万貸したものが何らかの理由でそれをいいにしますということは言わないと思うんですけれども、だから、不納欠損については法に基づいてやられていることは分かりますが、この相続放棄された土地、建物については課税をするに当たって何らかの方法というのを講じていく必要があるというふうに思いますが、その辺について、考え方を伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） やはり、財産調査とかいろいろな方法を模索しまして徴収につなげていく努力はした上で、それでもやはり法に基づいて、差し押さえる財産がないでございませうとか、相続を放棄された方が相続人になるという意味がないとか、そういったあらゆる方法を見定めた上で、徴収につながらないものについては不納欠損をしていくという法律に基づいた対応を取らざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 法に基づいて適正に処理されていくということで理解いたしました。

4番目の相続放棄された建物が特定空家として認定された場合、課長は改正民法のことによって粛々と対処していくというお話でございましたが、特定空家に認定されますと課税標準の特例というのがあって、200平米までは6分の1になるという基準があるのは御存じだと思いますが、そういうものを市町村の判断において撤去するというか、その特例を廃止することができるという基準があると思うんですが、その辺についての考え方、指導、助言を

してもなおかつ、勧告しても命令措置に従わないような場合、どのように対応していくのか伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） ただいまの御質問について、今回2023年4月に改正された民法によって何が変わったのかという点についてまず御説明いたします。

相続放棄された特定空家について、現に所有している者がいるのかいないのか、まずその基準によって今後の法的手続が変わってきます。例えば、現に所有している者がいないという場合というのは、そこについては管理責任が課されなくなり、特定空家に対する措置については相続財産清算人に対して行うという形の事務手続になります。これは、この清算人につきましては、結局自治体が利害関係人となって家庭裁判所に相続財産清算人の申立てを立てて、それに選任された者に対して今後行政手続的なもので、先ほど議員が言われたように、助言とか勧告命令、最終的には行政執行代行というような事務手続を進めるというような運びになります。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今課長の説明がありましたが、特定空家というものの実態の把握をされていると思いますが、現在、そのような清算人を選任しなければならないような特定空家というのはこの川根本町に存在しているのか、存在する可能性があるのか、その辺の説明を求めます。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 現時点におきます特定空家の認定件数というのはございません。それこそ、今年度経営戦略で実施をしてございます空き家等実態調査の結果に基づき、今後関係各課と情報共有しながら現地調査等を行い、協議会において特定空家の認定の部分については検討してまいりたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 再度、特定空家について伺います。

この頃、清算人を選任する前に特定空家が地域に及ぼす環境の悪化、災害への影響等が勘案され、管理において必要があると認めた場合、その空き家を公費を使って撤去するという考え方、そういう考え方は持っているのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 今のところ、その公費というのは最終的には行政執行代行という形での対応になってこようかと思います。ですので、行政が一時的に公費を立替え、その分の費用の清算を先ほど申しました清算人に請求するという形の対応になってこようかと思います。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それは所有者がはっきりしているということですね。特定空家に

について、所有者が分からない場合は、町の公費でもってそういう特定空家を撤去するという考え方になってくると思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 先ほどもちょっと、改正民法の関係で、特定空家に対して措置できないということでもありますけれども、まずここについては相続財産清算人が選任されていない場合、これについては行政自体が利害関係人となって家庭裁判所に相続財産清算人の選任を申し立てるという形になります。ですので、結局誰も相続がないというものに対しての対応策としてはそういう方法で家庭裁判所に申し立てて、その後の法的手順にのっとってやっていくというような事務手続になってきます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） この相続放棄された土地とか建物、所有者不明の土地というのは今後大きな問題になってきますので、各課連携の下に対処策を今後講じていただければというふうに考えます。

最後に、エコツーリズムの推進について伺いたいと思います。

ガイドの養成、たくさん、3年間で24回、146名の方が参加をされ、受講されていて、ガイドも2名か3名増加しているけれども、職業を兼ねていて複数のツアーにはなかなか対応できないという課題があるということで課長のほうから説明されましたけれども、やはりこのエコツーリズムネットワーク、エコティかわねに委託してやっている養成講座というのが年何回、カヌーにおいてもバードウォッチングにおいてもいろいろあると思うんですが、それによって参加される方が多分固定しているのではないかという話があって、それだとその人たちの趣味のあれにお金を使うことになるのではないかという決算特別委員会で委員の中からそういう厳しい声が出たと思いますが、その辺について、担当課のほうではその成果と課題、今後の取組というのをどのように考えていらっしゃるのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、坂本喜弘君。

○観光交流課長（坂本喜弘君） 議員御指摘のとおり養成講座開催しておりますけれども、なかなか新規の方、申込みがないということも一つ課題があるところでございます。今後、新規の発掘ということが最大の課題になってくると思いますが、エコツーリズム、またユネスコエコパークなどのPRと併せてガイド募集の広報に工夫を行っていくなど、必要があると考えております。町とエコティかわねにおきまして協議の場を早急に設けたいと考えており、このことにつきましてはエコティかわねにも申し伝えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） エコツーリズムの推進には人材、特に自然、歴史文化に詳しいガイド等の存在は絶対欠かせないものでありますので、エコティかわねとの連携を密にし、養成

講座の内容についても協議しながら事業を進めていっていただきたいというふうに考えます。

この人材育成という観点から、以前川根本町においてはマイスター制度、人材バンクの登録ということで、これは総合計画の中にも多分載っていたと思うんですが、なかなかこれが進まなかった。町長も考えて、まちづくりには人材が必要だということは当然お考えだと思いますが、この辺について、現在の進捗状況、考え方、今後の取組について伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） マイスター制度なんですけれども、議員おっしゃるように、現在なんですけれども、登録者はいない状況です。その理由としまして、自薦、他薦で登録できるんですけれども、ハードルが高いとされ、難しい状況です。

では、現在の話なんですけれども、千年の学校の講座等において、各分野、お茶とか自然等あると思うんですけれども、そこでの選任を講師に依頼しております。また、千年のふるさとづくりにおきまして、新たな分野での人材育成を目指している、そのような人材が育ってくれば、つながっていけばいいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） なかなか進まないのは、他薦、自薦でハードルが高いというお話がございましたが、千年の学校で取り組まれているように、いろいろな名人が、仙人がいらっしゃるというお話がよく出ていたと思うんですが、そういう人たちを町のほうで把握し、もし町のほうでできなければ地区からそういう人たちを上げてもらって人材バンクというものを設置し、登録する必要があるというふうに考えますが、その辺について、考え方を伺います。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 確かに人材育成、人材を育てるという部分では大事な部分だと思います。なかなか、さっき言ったように、マイスター制度、自薦、他薦についてはハードルが高い。ただ、この地区、この町にはそういった先人がいるというのも事実ですので、その辺につきましては、どういった制度を利用してどういった方法でいくのがいいのか、うちばかりではなく、さっきも言ったように、観光交流課も含め、いろんな部署で連携しながら進めていきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今質問をさせていただきまして、明確な答えをいただきました。全ての事業については、各担当課だけでは解決できない問題が非常にあるというふうに感じました。いろいろな情報の共有をしながら、各課連携しながら、このような地域の大きな課題、喫緊の課題ではありますが、そういう問題点に取り組まれることを期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） これで、中澤莊也君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は14時50分といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 認定第1号 令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第2号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第3号 令和5年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第4号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第5号 令和5年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第6号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 認定第7号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、認定第1号、令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第7号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

決算特別委員長の報告を求めます。4番、中原緑君。

○決算特別委員長（中原 緑君） 決算特別委員会委員長の中原緑です。

それでは、会議規則第77条の規定により、決算特別委員会審査の経過と結果を報告します。

9月3日に開会した本定例会において、一般会計及び5つの特別会計並びに昨年度から企業会計方式で新たにスタートとなった簡易水道事業会計の決算認定について、議長を除く10名の議員で構成する決算特別委員会に付託されました。9月3日の本会議終了後、正副委員

長の選出と審査日程及び審査方法を決定し、その後、総務課から令和5年度の決算概要と財政状況について説明を受けました。

9月4日、5日、6日、追加実施した13日を含め5日間、役場本庁3階の大会議室で、担当課長や関係職員の出席をいただき、所属課ごとの詳しい審査を行いました。決算書、決算資料による執行状況の説明のほか、議会が抽出した事業について、事業決算報告書に基づき、事業の目的、実績、効果、決算に対する考察等の説明も行っていました。委員からの様々な質疑、意見に対し、それらに対する回答や考え方、方針などもお示しいただきました。

皆様の御協力により、円滑な審査を進めることができました。また、菌田町長、秋元副町長、石原教育長をはじめ各課長、関係職員の皆様には、公務多忙の中にもかかわらず御出席いただき、真摯な御対応をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

審査の詳細については、抜粋して報告いたします。お手元に配付した委員会審査報告書及び委員会記録を御覧ください。

初めに、税務住民課からの抜粋となります。戸籍住民基本台帳費から、休日にマイナンバーカードを申請した町民は何人いるのかという質問に、6月は31件、9月は20件の対応実績という報告でした。次は、国民健康保険費。問いが、令和5年度中に国保税の税率はどの程度上がったのかに対し、所得割の医療分0.28%、支援分0.32%、介護分0.7%、それぞれ税率を上げているとの報告でした。

次にいきまして、6ページになりますけれども、くらし環境課になります。町営住宅等管理費、こちらは抽出事業になります。町営住宅空き部屋維持管理事業になります。問いで、今までは定期清掃の予算がなかったため今回の空き部屋修繕が必要になったということかという問いに、空き部屋のままで放置していると傷んでくる部分が多々ある。次の入居を待たせないための事業であるとの答弁でした。

簡易水道事業会計の中で、抽出事業として、下泉下長尾簡易水道水源地調査事業については、具体的な実施計画はの問いに、既存施設とポンプアップを併用していきたい。今年度事業で全体的な水源確保計画の見直しを行っていく。少なくともあと3年程度は実際の水源として活用していくことは難しいとの答弁でした。

デジタル推進課。情報製作費の中で、問いとして、修繕費690万円ほどあるが、具体的には何をしたのか。答えは、光ケーブルの移設、倒木による断線修繕等が主な修繕内容であるとの答えでした。抽出事業の中で、孤立集落物資輸送実証事業についてですが、災害を想定した場合、現実的な活用策はに対して、5kg以下の箱に入る物資しか運ぶことができない。着陸ポイントは7m四方が必要となるため場所が限られてくる。地区集会所や役員宅前への着陸を想定しており、そこからは地区住民の協力により運搬してもらうことになるとの答弁でした。もう一つありまして、ドローン活用事業。物資輸送に使うドローンや空撮用ドローンを飛ばすための免許は必要かの問いに、遠隔飛行には免許が必要で、空撮のための目視飛行は講習会を受講すればよいとの答えでした。

建設課になります。林道費。抽出として、町道林道路面下空洞調査事業についての質問の中で、今回発見された空洞の深度はどの程度か。5 mから8 mの深さで空洞の疑いが発見されたとの報告がありました。

健康福祉課になります。抽出事業で、育児用品購入券支給事業についてです。問いとして、未使用枚数が538枚あるが、使用しない理由は把握しているかに対し、年齢が大きくなると紙おむつやおしりふきなどの購入が少なくなってくることが要因であると推察している。対象用品の拡大が可能かどうかや、一括仕入れにより価格の抑制が可能かどうかを取扱店等と相談しているところとの答弁でした。

次は、観光交流課になります。観光費で、15ページになりますけれども、問いで、観光地に人がたくさん来てもお金を落としていかななくては意味がない。事業を実施した結果として、どんな効果が出たのかを必ず検証する必要があるとの問いに、税務住民課と連携して検証できるようにしていきたいとの答弁でした。抽出事業として、寸又峡プロムナードコース落石防護柵設置工事の中で、問いとして、遊歩道の協力金を徴収することになった場合、これらの工事の原資にするのかとの問いに、協力金を徴収することになった場合は、基金を創設した上でこれらの工事等に充てていきたいとの答弁がありました。

次のページになります。抽出の大井川流域DMO事業についてです。構成団体ごとの負担金額と決算規模、全体の実施事業を示してほしいとの問いに、令和5年度は島田市が約900万円、川根本町が約1,500万円の負担金で、その他収入を含め、約2,500万円の決算規模となっている。主にトーマス事業とプロモーション事業を実施したとの報告です。

次は、音戯の郷の運営費についてです。施設の在り方について、現時点での状況はとの問いに、プロポーザルでコンサル請負業者（静岡市内のCSA不動産）が決定したところ。協議会とワーキンググループで協議を深めていき、年明けにはある程度の方向性を出す予定と報告がありました。

次は、教育総務課になります。ここでは抽出が2つありましたうちの次は産業振興課になります。一つの第2次ICT教育推進事業について。オンライン授業の頻度はどの程度かに対し、休校時に実施している。頻度は高くない。台風等で事前に休校が分かっているときは子供たちにタブレットを持ち帰らせてオンライン授業を実施するとの答えでした。

次の、抽出事業として、若者交流センター等運営管理事業になります。そこでは、一人当たり経費が約250万円となっている。施設の集約が必要ではないかとの問いに、そのとおりであるが、男女構成によっても必要な部屋数が異なってくる問題もあり、非常に難しい課題であるとの答弁でした。

社会教育課になります。保健体育総務費の中で、次のページになります。スポーツ少年団の実態はとの問いに対し、令和5年度において、野球7人、令和4年度のサッカー15人と把握している。今年度の活動補助金の申請はサッカーのみであるとの報告がありました。

次は、産業振興課になります。抽出事業の中で、茶製造機械長寿命化緊急対策事業におい

ては、製茶機械の更新時期が訪れている状況で廃業を選択する工場も多くある中で、この事業のおかげで事業継続している工場もあると思うが、それに対して、3か年の緊急対策事業であるが、予算を効果的に活用していきたいとの答弁がありました。

次は、同じく抽出になります。森林経営管理事業。問いとして、この間伐材はどのように利活用していくのか、有効活用できるのではないかと問いに、今回の間伐は利用間伐ではなく切捨て間伐である。間伐材の活用については今後検討していきたいとの答弁でした。

抽出のLINE公式アカウント電子クーポン事業について。問いとして、電子クーポンと商品券とどちらのほうの有効的だと考えているか、観光客向けに利用を促すための広報が足りていなかったような気がするとの問いに、商品券は町民のみの利用だが、電子クーポンは町民以外の利用が可能。実際、この事業で登録者数が非常に増えてきたところ。今後同様の事業を実施する場合、観光客向けにもPRを強化したいとの答弁です。

危機管理課になります。危機管理課の抽出の屋外拡声子局修繕事業についてです。次のページにいきますと、停電時の対応可能時間はどの程度かとの問いに、おおむね1日であるとの答えでありました。もう一つの抽出で、自主防災会強化事業は、地区要望により補助金を支出しているが、新製品の情報提供等を行っているのかに対し、防災会議の際にカタログを参考配付しているところですよとの答弁でした。

総務課です。財産管理費において、学校施設としての用途が終了しても浄化槽の点検等が必要なのかとの問いに、後利用のことも踏まえて必要であるとの答弁がありました。

以上、抜粋して報告させていただきました。

また、9月19日には現地調査の後、委員会での採決を行いましたので、報告いたします。

認定第1号、令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定するものと決定しました。

認定第2号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定するものと決定しました。

認定第3号、令和5年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定しました。

認定第4号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定しました。

認定第5号、令和5年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定しました。

認定第6号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定するものと決定しました。

認定第7号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定するものと決定しました。

以上のとおり報告いたします。

今回の委員会で審査されたことについて、町の施策や次年度の予算編成に反映されることを期待します。

○議長（石山貴美夫君） 委員長の報告が終わりました。

決算特別委員会は議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから、認定第1号、令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている令和5年度川根本町一般会計決算認定について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

全部が反対というわけではありませんが、本案については、歳入総額77億4,956万8,961円、歳出総額69億379万6,273円で、差し引き8億4,577万2,680円を今年度に繰り越すというものです。加えて、決算書によれば、これとは別に災害復旧費の11億8,861万3,000円を明許繰越しなどの形で繰り越すとしています。この点だけ見ると当町の財政はかなり余裕があるように見えなくもありません。しかし、本来町財政は町民や地域のニーズに的確に応えるために存在するもので、財源を使わないまま翌年度に繰り越すことは、これを十分に行わなかったということを示しているのではないのでしょうか。

もう少し具体的に見ると、1,000万以上の不用額を出しているのが定住移住促進事業、社会福祉関係費、障害者福祉費、保健衛生費中の予防費、飲料水供給施設費、塵芥処理費、林業振興費、道路橋梁費、非常備消防費、教育諸費、地域若者教育推進費、小学校管理費、公共土木施設災害復旧費と並んでいます。要因はそれぞれにあるとしても、町長肝いりの事業が複数含まれていることと、災害復旧に関連した事業が目立ちます。

町長が重点事業に挙げたものについては、十分余裕を持って予算計上したものの結局消化しきれなかったという事情が考えられます。また、災害復旧関連の事業については、事業量の絶対的な規模が大きく、町内に本拠を置く事業者を主体にした体制でははかばかしい進捗が図られなかったという事情があるのではないのでしょうか。

ここに挙げた事業の全てが町民の切実な願いに応える内容とは言いきれませんが、町民の福祉健康の増進、迅速な災害復旧などは多くの町民が切実に願っているということは明らかです。そうした事業の多くで先ほど触れたような大きな不用額を出しているということは、厳しい言い方になるかもしれませんが、町行政が町民の切実な願いに的確に応え切れていないということを示していると考えざるを得ません。多くの町民の切実な願いに応える点で、物価高騰している状況の中、国からの交付金などを活用して様々な支援事業が取り組まれ、

本当に必要切実なところに届くようになっていない。

中川根川の小学校が3校が1校になり、放課後児童クラブの予算、昨年同様1,450万円で指導者を増やすこともできず、場所も定まらず、子供たちも落ち着いた環境の中で過ごすわけにもいかになく、本当に子供たちを大事にしているとは思えません。子育てしやすい町にしなければ町から出ていってしまいます。

国保税の未成年者に係る均等割廃止も既に多くの自治体に広まっています。当町こそ子育て支援の観点から一般会計からの繰入れをやるべきではないでしょうか。

町長が真に町民を守る決断一つでやろうと思えば十分できるはずなので、残念ながら賛成できないため、本案に対する私の反対討論とします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、認定第1号、令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、歳入については、町税の徴収、補助金の確保、町債の確保という観点から申し上げます。

徴税の徴収がよくなされているかということですが、まず歳入については、職員の方々の努力もあり、徴収率は町民税で99.42%、固定資産税においては99.64%と高く、県下では4位、町村では森町に次いで第2位という高い徴収率であります。不納欠損も、法に基づいて的確に行われております。補助金については、一般財源の不足を補うため、様々な国・県等の制度を利用し、財源の確保に努められております。町債については、財源として有利な合併特例債や過疎債が財源として充当されております。

歳出につきましては、監査委員からの決算審査意見書のとおり、支出は適法適正に行われ、不用額も入札差金や光熱水費の実績、人事異動による人件費等の減から生じたものであり、単なる事業の不執行によるものではないものであります。本年度取り組んだ新規事業についても、住民の福祉の向上や経済効果等も見られ、課題等はあるものの、費用対効果等も見られ、事業執行の考察も十分に行われています。

また、財政の健全化については、監査委員からの財政健全化比率意見書に見られるとおりであります。

以上の理由により、令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第2号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計決算認定に対して、反対の立場から討論を行います。

本案については、国民健康保険法にも明記されているとおり、社会保障制度の重要な一環というより、国民の健康を守る最後の砦とでも呼ぶべき極めて重要な事業を本町において実施するための特別会計を昨年度1年間運営した結果を金銭面から総括したものです。

その意味において、本案に、決算に対して反対するとまでいっても事業の実施そのものに反対するというわけではないのは言うまでもありません。国の社会保障制度の最も重要な一環として、その本来の目的に即して被保険者、町民の願いとニーズに応え、効果的、効率的に運営されたのかどうかという角度から検討してみたいと考えます。

この決算年度においては、税率の改定が行われていて、被保険者数が減少している中においても、税収の総額が若干増額となっています。近年なかったほどの厳しい物価の高騰が加入者、町民の暮らしに襲いかかっているのと、僅かではあっても負担増が強行されたことについて、厳しく批判されなければならないと考えます。加えて、支払準備基金からの繰入れをこの前の年度において1,400万円行っていたものを、この決算年度においては910万円の取崩しにとどめたことは、被保険者、町民の負担を最小限にとどめるべきとの原則に照らして、到底認めることはできません。

一方、保険給付費は前の年度の5億7,800万円余から5億2,500万円と明らかに減少しています。高額医療費についても、7,400万円から6,600万円余と明らかに減少しています。ここには被保険者の保険者数の減少が反映している面や、素朴に考えれば、町民の健康度が高まったことの表れとも見るができます。もちろん、この後のほうの点については、関連する様々なデータを突き合わせて慎重に分析した上でないと軽々には判断できませんが、主要な歳出項目が前年度と比較して減少したことは間違いありません。重要なことは、腰を据え

て被保険者、町民の健康度を向上させる施策を強めるとともに、医療費そのものを軽減させる最も確かな方法として議論の余地のない早期発見、早期治療を徹底させることです。そのためにも、健康診断の充実やその後のフォロー、経済的な理由による受診控えなどを絶対に生まないための支援策を強めることが求められます。

しかし、この年度の決算内容から、そのことに特段の留意がされたといった跡は読み取ることはできません。もちろん、国民健康保険制度は、元をただせば国が責任を負うべき事業です。被保険者、町民が厳しい物価高騰の下、耐え難い保険税負担を強いられている最も主要な原因は、かつて国が保険給付費の原則として半額を国庫負担としていたものを繰り返し削り続け、今や国庫負担率が3割台に落ち込んでいます。これを一日も早く元に戻して、さらに増額させることこそ、国保を本当の意味で社会保障制度の最後の砦の名にふさわしく再生させる道だということは改めて指摘しておかなければなりません。その上で、町当局には国に対して負担を早期に戻させることを事あるごとに強く求めていくこと、さらには、特に所得の低い加入者に対しては、経済的理由による受診控えなどを防ぐため、窓口負担を軽減する対策の創設などが強く求められます。

これらの対策を一つ一つ積み重ねて、被保険者、町民に過大な負担を負わせることなく、町民全体の健康レベルの向上の役割を果たすことがこの特別会計には求められると私は考えるのですが、今議題となっている決算認定案には、そうした考えやそれに基づいて事業が実施された跡が見られません。よって、本案の認定には残念ながら賛成することができないということを率直に申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

認定第2号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

国保税の徴収率については、97.75%と高く、これは県下で第1位になっており、職員の方々の努力が反映されているものと考えます。低所得者の保険料軽減分を公費で負担する保険基盤事業への一般会計からの繰入れや基金からの繰入れにより、被保険者の負担の軽減や国保事業の健全な運営が図られております。国保事業においては、町民の健康を守り、病気の早期発見に資する特定健康診査等の事業の実施、人間ドック等の受診費用の助成等の事業が行われております。

歳出合計においては7億4,988万3,000円で、前年比6,803万2,000円の減となっておりますが、これは高額医療受診者の数が死亡等により減少したことが原因となっております。

この他の事業の実施、予算の執行等、適法適正に行われていることを認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第3号、令和5年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、認定第3号、令和5年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第4号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、認定第4号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第5号、令和5年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、令和5年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第6号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第7号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。

ただいま議題となっている認定第7号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論します。

先ほどの一般会計と同様ですが、本議案は、町民の生活に一日たりとも欠かすことのできない命の水を供給する事業の決算で、認定に反対するといっても、事業そのものや決算の内容全てについて反対するという意味ではありません。このことは最初にお断りしておきたいと思います。

それでは、なぜ今回の決算の認定に反対するのかと言えば、まず何よりも、この年度においては料金の値上げです。それもほぼ一律20%という大幅かつ乱暴な値上げが強行されたことです。先ほども触れたとおり、特別会計で担っている事業は町民並びに地域の事業者にとって暮らしや生業に一日どころか片時も欠かすことができない飲料水を安定的に供給することです。いわば、地域住民の生存権を保障する最も重要なインフラの一つです。それだけに、この給水料金が値上げされることは、それもいわば基本料金の部分も含むほぼ一律値上げが行われることには、とりわけ僅かな年金で生活されている方や、大量の水を使わざるを得ない子育て世帯や事業者の方々には重い負担となることは容易に想像できます。これは、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利への配慮を欠いたものと言わざるを得ません。

町当局は、今回の値上げについて、この特別会計から企業会計の推移が間近に迫っており、関連諸施設や配水管など老朽化が進んでいて、その更新などに今後多額の経費が見込まれるものと、その財源を確保しなければならないためだと説明しています。確かに公会計化が行われると、単に赤字が見込まれるから一般会計からの繰入れによってつじつまを合わせるといった反応は許されないでしょう。しかし、例えば老朽化した管路の更新は50%の一般会計からの繰入れを充てて進める等のルールを設けるといったことは一律には禁止されていないはずです。もしこうした措置が一切認められず、全て独立採算で運営しなければならないということになると、私たちの地域のような、移動手段にせよ、有線通信網等にせよ、その他この飲料水供給事業などの生活インフラを整備する上で不利な条件を抱える地域には経済的にゆとりのない人間は住み続けられないといったことになりかねません。

もし国レベルで法的枠組みをつくったということであれば、それは取りも直さず、過疎地に無理をして住み続ける必要はないと国が宣言したに等しいことになります。これは、バランスの取れた国土の発展を図るといった国の目標が全く偽りにほかならないと言わざるを得ません。もし政府が進めるいわゆる公会計化の方針がそうしたものであるなら、過疎指定を

受けている我が町は、政府に対してそういった方針の是正ないしは撤廃こそ求めるべきで、政府の方針を理由として給水料金の大幅かつ一律の値上げを強行するなど絶対にあってはならないことだと私は考えます。

仮に一定の料金体系の見直しが必要だとしても、使用量が少ない高齢者等に対する料金は最低使用量の基準を引き下げて、その範囲内の使用量については従来の負担のままで済むよう配慮されるなどがされるべきはずです。しかし、そうした弱者への配慮がされていない今回の料金の大幅値上げについては、なおのこと認めることができません。

なお、この年度においては7月納付の2か月分の給水料金がコロナ対策の一環として無料化されましたが、これはこの年度に限った措置であって、その後は値上げの影響が重くのしかかっているということは改めて指摘するまでもありません。周知のとおり、このところの物価の高騰は極めて急激です。加えて、コロナ禍そのものによる町民の暮らし、生業へのマイナス影響も深刻で、まさにこの簡易水道事業が町民の暮らしの困難に拍車をかける結果になっていることは明らかです。

私は本案の認定に反対するのはもとより、この決算年度において強行された給水料金の大幅値上げを撤回するか、もしくは生存権的部分、すなわち健康で文化的な最低限度の生活をする上で欠くことのできない範囲の使用水量に対する料金は、むしろ大幅に引き下げることが強く求めたいと思います。

また、そのために、老朽化した水道施設の維持補修など建設費への一般会計からの繰入れを公債費と同じ50%に引き上げて、財政的支援を大幅に拡充することも併せて求めたいと思います。

担当課の職員の皆様や事業者の皆様、日夜問わない御苦勞には心から感謝を申し上げながらも、子育て世帯や高齢者、中小企業者などに大きな負担増となる値上げを行った当会計決算には賛成できないことを明らかにして、私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

認定第7号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

令和5年度から公営企業会計に移行され、複雑な会計処理に戸惑いもあったことと思いますが、令和5年度川根本町水道事業特別会計予算実施計画に基づいて収益的収支、資本的収支も適法適正に処理されていることを認めますが、一言付け加えさせていただきます。

財政状況を示す資本的収支が2,700万程度赤字となっており、これは少し気になる場所があります。そのマイナスは、損益勘定留保資金等で補填されております。今後もこのような状況が続くのであれば、留保資金は枯渇し、災害時における施設の緊急修繕や老朽化している施設の更新事業等に大きな影響が発生するものと思われます。

また、少子高齢化の中で、今後も給水人口は減り続けるものと予想され、給水人口の減に

伴う水道料金の不足を、料金の値上げ等も含め、住民に過度な負担をかけないよう英知を絞って水道事業に取り組んでいただきたいと思います。

経営環境の厳しさが増す中、経営基盤の強化等を図るため、経営健全化計画に基づき、持続可能な事業運営に努めていただきたいことを申し添え、私の賛成討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、認定第7号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程の追加

○議長（石山貴美夫君） ここで皆様にお諮りします。

ただいま町長から議案1件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程（第3号）追加1のとおり、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程（第3号）追加1のとおり、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

ここで申し上げます。

本日の会議時間は、日程の都合により、あらかじめ延長します。

————— ◇ —————

◎追加日程第1 議案第48号 令和6年度川根本町一般会計補正予算 （第4号）

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第1、議案第48号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、追加日程第1、議案第48号について説明をさせていただきます。

議案第48号、令和6年度川根本町一般会計補正予算、第4号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,550万円を追加し、総額を68億7,950万円としたいものです。

今回の補正予算は、台風10号の影響による大雨により被災した町道、林道、河川の修繕のため、応急復旧、委託料及び重機借り上げ料を計上したほか、同じく被災した林道平栗線と千頭嶺線の災害復旧工事に向けた測量設計及び地質調査費を計上するものです。

また、現在施工中の町道水川－藤川線についても今回の大雨により被災箇所が増波したため、修正設計のための測量設計委託料、ボーリング調査委託料を計上するものであります。

財源は、県支出金のほか災害復旧事業債を活用し、一般財源は全て繰越金で構成しております。

第2表の地方債の補正は、歳入歳出予算に計上した災害復旧債について、借入限度額を補正したものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 4時30分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案第48号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第48号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 発議第4号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を
求める意見書の提出について

○議長（石山貴美夫君） 日程第9、発議第4号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を
求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） したがって、本件は、趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい
と思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出
については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第 10 発議第 5 号 地震財特法の延長を求める意見書の提出に
ついて**

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、発議第 5 号、地震財特法の延長を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） したがって、本件は、趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第 5 号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 5 号、地震財特法の延長を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 11 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第１２ 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第１３ 広報委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、広報委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎閉 会

○議長（石山貴美夫君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和６年第３回川根本町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 9月26日

議 長 石 山 貴 美 夫

署 名 議 員 中 野 暉

署 名 議 員 中 田 隆 幸